

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 50 号）	改正法
資金決済に関する法律	資金決済法
資金決済に関する法律施行令	資金決済法施行令
前払式支払手段に関する内閣府令	前払式支払手段府令
資金移動業者に関する内閣府令	資金移動業者府令
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	出資法
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯罪収益移転防止法
資金決済に関する法律施行令第三十条第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限を定める件	長官権限告示
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 2 預り金関係）	事務ガイドライン（預り金）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	マネロンガイドライン
金融審議会決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ	決済・仲介 WG
金融審議会決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019 年 12 月 20 日）	決済・仲介 WG 報告

●法令関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●資金移動業に係る制度整備		
▼資金移動業の定義		
1	資金決済法第36条の2に「為替取引・・・を業として営むこと」とあるが、「業として」の解釈を明らかにされたい。例えば、5万円以下の為替取引を反復継続して行うことは、第三種資金移動業に該当するため、第一種資金移動業や第二種資金移動業の登録を得ていたとしても、第三種資金移動業の登録を得ていない場合には、認められないのか。	第一種資金移動業又は第二種資金移動業の登録を受けた資金移動業者が、第三種資金移動業の登録を受けることなく、5万円以下の為替取引を行うことは可能です。 なお、第一種資金移動業又は第二種資金移動業として行う為替取引については、その金額にかかわらず、それぞれ第一種資金移動業又は第二種資金移動業に係る規制を遵守する必要があります。
▼登録・認可の申請、変更の届出等		
2	資金移動業者府令第5条において、登録申請書の記載事項から「各営業日における未達債務の額・・・の算出時点及びその算出方法」が削除されているが、削除の理由をご教示いただきたい。	ご指摘の記載事項については、「資金移動業の内容及び方法」(資金決済法第38条第1項第8号)の一部と位置付けることとし(資金移動業者府令別紙様式第1号及び第2号)、資金移動業者府令第5条においては削除したものです。
3	登録申請書の添付書類に登記事項証明書があるが、令和2年10月26日から提出不要になっている。添付書類から削除しないのか。	令和2年12月23日付で公表しているとおり、法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている申請等については、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、同年10月26日より、申請者による登記事項証明書の添付を不要としているものです。 登記事項証明書が、法令に基づき添付を求めべき書類であることには変わりありませんので、原案のとおりとさせていただきます。
4	「その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項」(資金移動業者府令第9条の3第6号、別紙様式第9号の3)とは、具体的にどのようなものを想定しているか。	各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえて判断されるべきものと考えますが、例えば、第一種資金移動業に加えて、第二種資金移動業又は第三種資金移動業を併営する場合には、併営により生じる弊害を防止するための措置等がこれに該当し得るものと考えます。
5	例えば第一種資金移動業と第二種資金移動業を営んでいる資金移動業者が、第二種資金移動業の全部廃止を行った場合、これに伴って登録簿の変更が必要になると思われるが、廃止した種別の資金移動業に係る算定期間や供託期限の削除を行う場合、資金移動業者府令第9条の9第2号又は第3号に該当するか。	ご指摘の変更は、いずれも資金移動業の種別の変更に伴うものであり、資金移動業者府令第9条の9に規定する変更には該当しません(同条柱書)。

6	<p>資金決済法、資金移動業者府令及び長官権限告示によれば、事業者が第一種資金移動業を新たに営もうとするときには、資金決済法第 38 条の規定に基づき登録申請書を財務局長等に提出し登録を受けるとともに、資金決済法第 40 条の 2 第 1 項に掲げる事項を記載した業務実施計画を定めて、認可申請書に当該業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならないとされている。事業者が第一種資金移動業を営もうとするときは、管轄財務局長等に資金移動業の登録申請書を提出するとともに、業務実施計画書を添付した認可申請書について管轄財務局長等を経由して金融庁長官に提出しなければならないのか。その場合、事業者の当局への説明等に当たり、登録申請書は財務局で説明、業務実施計画等を金融庁で説明というように別々に説明しなければならないのか。例えば、事業者が財務局と金融庁と一緒に説明できるよう窓口を一本化するなどの対応は可能か。</p>	<p>申請書等の提出先については貴見のとおりです。個々の申請への対応については、ご意見も踏まえ、できる限り効率的な審査に努めてまいります。</p>
7	<p>資金移動業者府令第 42 条第 1 項では、標準処理期間として 2 か月と規定されているが、実際、各類型において、相談開始から登録の完了までどれくらいの時間がかかる想定かご教示いただきたい。</p>	<p>相談・申請内容等に応じて差が生じてくるものと考えられることから、一概に回答することは困難ですが、できる限り効率的な審査に努めてまいります。</p>
8	<p>資金移動業者府令第 9 条の 2 に規定する業務実施計画書の認可申請書を提出してから第一種資金移動業の認可を得るまでどのくらいの期間を要するか。</p>	<p>標準処理期間は 2 か月以内です（資金移動業者府令第 42 条第 1 項）。</p>
▼履行保証金の供託		
9	<p>資金移動業者府令第 11 条第 4 項第 2 号に関し、第二種資金移動業についても、自社の責によらない相手国の休日、システム障害、氏名等の相違などの理由により未達債務算出時点において、一時的に未達債務が膨らむ場合がある。そのような場合も供託期限までの間に未達債務が解消することが多い。</p> <p>そのため、第二種資金移動業についても、供託期限等を第一種資金移動業と同じ条件にしている場合は、同号の適用を認めていただきたい。</p>	<p>第一種資金移動業については、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超える利用者資金の滞留を認めない厳格な滞留規制が課されていることを踏まえ、未達債務の額の算出について、事後的に未達債務の額を減額することができる例外的な取扱いを認めることとしたものです。</p> <p>他方で、第二種資金移動業については、こうした厳格な滞留規制が課されていないことを踏まえれば、第二種資金移動業に係る未達債務の額の</p>

		算出について、第一種資金移動業と同様の例外的な取扱いを認めることは、利用者保護等の観点から適当ではないと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。
10	<p>資金決済法施行令第 17 条において、履行保証金の取戻しについて金融庁長官の承認を要する点に変更はないと見受けられる。決済・仲介 WG 報告では、「供託金の取戻し」、「保全契約における保証枠の減額」、「信託契約による保全の開始」を例に当局の関与が多い仕組みとの指摘がなされ、「保全契約における保証枠の減額」及び「信託契約による保全の開始」については事前承認制から事前届出制に変更されている（資金移動業者府令第 17 条及び第 18 条）。「供託金の取戻し」についても同様に届出制としていただきたい。</p>	<p>供託金の取戻しをしようとする者は、供託物払渡請求書に「取戻しをする権利を有することを証する書面」を添付することが求められています（供託規則第 25 条第 1 項）。供託金の円滑な取戻しのためには、履行保証金取戻承認書をもって当該「取戻しをする権利を有することを証する書面」とすることが必要と考えられることから、供託金の取戻しについては、引き続き金融庁長官の承認を要することとしています。</p>
▼履行保証金保全契約		
11	<p>現行では履行保証金保全契約の解除について金融庁長官の承認が必要とされているのに対して、資金移動業者府令第 17 条では履行保証金保全契約の全部解除について届出が必要とされている。改正後は、履行保証金保全契約の一部解除については届出も不要との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
12	<p>銀行等の預金取扱金融機関や保険会社以外に、「割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者」（以下「割賦販売法承認受領者」）が、資金移動業者との間で履行保証金保全契約を締結することができる旨を規定している（資金決済法施行令第 16 条第 2 項第 2 号）。しかし、このようにした場合には、預金取扱金融機関や保険会社に課せられているパーゼル規制等の健全性基準の適用を受けない者が資金移動業に係る保全を行うこととなり、資金移動業の利用者が引き受ける信用リスクが増大する可能性がある。</p> <p>加えて、現行法上、割賦販売法承認受領者は、銀行や保険会社が提供するディスクロージャー誌等類似の方法によりその財務情報を公衆に縦覧させることが義務化されていない。この点からも、銀行や保険会社が履行保証金保全契約を締結</p>	<p>資金決済法施行令第 16 条第 2 項第 2 号については、前払式支払手段発行者に対する規制と資金移動業者に対する規制を整合的なものとするために規定の整備を行ったものです。</p> <p>現行制度上、前払式支払手段発行者に対して利用者に情報提供することを求めている事項について、資金移動業者に対してのみ利用者に情報提供することを求めることはしていませんが、資金移動業者の自主的な判断により、利用者保護の観点から情報提供事項を充実させることは望ましい対応と考えます。</p> <p>なお、前払式支払手段発行者及び資金移動業者は、保全契約の相手方について、利用者に情報提供する必要があります（前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項第 2 号及び資金移動業者府令第 29 条の 2 第 2 号）。</p>

	<p>することに比べて、割賦販売法承認受領者が履行保証金保全契約を締結することには、資金移動業者の利用者がその引き受ける信用リスクを確認するための難易度に相当の質的な差異が存在する。</p> <p>したがって、資金移動業者府令第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の内容として、資金移動業者が割賦販売法承認受領者との間で履行保証金保全契約を締結する場合には、当該割賦販売法承認受領者の財務情報その他財務の健全性にかかる情報及びその財務監査の結果にかかる情報を得るための方法等を記載しなければならない旨を監督指針の中で規定するべきではないか。</p>	
▼履行保証金信託契約		
13	<p>現行の資金移動業者府令上は履行保証金信託契約の解除について金融庁長官の承認が必要とされているのに対して、資金移動業者府令第 21 条の 2 では履行保証金信託契約の全部解除について届出が必要とされている。改正後は、履行保証金信託契約の一部解除については届出も不要との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
14	<p>改正前の資金移動業者府令第 19 条第 8 号及び第 9 号が削除されたのは、信託会社等の負担を軽減する趣旨との理解でよいか。改正後においては、信託会社等の信託受託者は、これらの号に規定されていた事項をモニタリングする義務までは求められないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
15	<p>金融商品取引業者が資金移動業を行う場合、金融商品取引法第 43 条の 2 第 2 項に定める信託に係る契約（資金決済法第 45 条第 2 項に定める要件を満たすものに限る。）をもって履行保証金信託契約とみなすことは可能か。</p>	<p>履行保証金信託契約については、資金移動業者府令第 19 条において、例えば、資金移動業者が行う為替取引の利用者を受益者としてすることや、供託命令に応じて遅滞なく信託財産を換価して供託すること等を内容とすることが求められており、こうした要件は、金融商品取引法第 43 条の 2 第 2 項に規定する信託の要件と両立しないものと考えます。</p>
▼最低要履行保証額（資金決済法施行令第 14 条）		
16	<p>最低要履行保証額に関し、第一種資金移動業については 1,000 万円、第二種資金移動業については 500 万円、第三種資金移動業（資金決済法施行令第 14 条第 2 号に定めるものを除く。）について</p>	<p>「資金移動業者が営む資金移動業の種別・・・の数」（資金決済法施行令第 14 条第 1 号）は、「第一種」、「第二種」、「第三種」の「一」、「二」、「三」の数字を指すものではなく、例えば、第一種資金</p>

	<p>は333万円になるとの理解でよいか。この理解で問題ないとすると、第二種資金移動業及び第三種資金移動業の最低要履行保証額が現行法の1,000万円という金額よりも少額となることになる。スタートアップ企業や中小企業等にとっては財政的負担を抑えることができるため好意的に受け止められると思われる一方で、利用者保護の観点からは最低要履行保証額を減額することについては問題視する指摘も予想されるが、この点については金融庁としてどのように考えているのか。</p>	<p>移動業と第二種資金移動業を営む資金移動業者は、2つの種別を営むことから、種別の数は2となります。</p> <p>したがって、預貯金等管理割合を10割として第三種資金移動業を営む場合を除き、いかなる種別であれ、1つの種別のみを営む場合の最低要履行保証額は1,000万円となり、2つの種別を営む場合の最低要履行保証額は種別ごとに500万円ずつで合計1,000万円、3つの種別を営む場合の最低要履行保証額は種別ごとに333万円ずつで合計999万円となります。</p> <p>このように、保全を前提に利用者から資金を受け入れる場合に最低要履行保証額（約）1,000万円を求めるこれまでの考え方に変わりはありません。</p>
17	<p>資金決済法施行令第14条柱書で「次の各号に掲げる資金移動業の種別・・・の区分に応じ」としながら、同条各号は「資金移動業の区分」ではなく、「資金移動業者の区分」に応じて場合分けしているのは法令の過誤ではないか。「資金移動業の区分」は、資金決済法第38条第1項第7号が規定する通り、「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」、「第三種資金移動業」の3つであり、「第三種資金移動業・・・(その資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合・・・が百分の百である場合に限る。)」といった「資金移動業の区分」は存在しない。</p>	<p>資金決済法施行令第14条各号の区分は、資金移動業の種別が主たる考慮要素となっており、過誤には当たらないと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
▼預貯金等による管理（資金移動業者府令第21条の3）		
18	<p>「法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る」（資金移動業者府令第21条の3第1号及び第2号）とあるが、具体的な表記として想定されているものをご教示いただけないか。また、根拠となる条文等も名義にて示す必要があるかについても併せてご教示いただけないか。</p>	<p>資金決済法第45条の2第1項の規定により預貯金等管理方法による管理がなされている口座であることが分かる名義であれば、特定の対応を求めるものではないので、各資金移動業者において適切に判断されるべきものと考えますが、例えば、「株式会社●● 預貯金等管理口」等が考えられます。</p>
19	<p>金銭信託の「名義」（資金移動業者府令第21条の3第2号）とは、具体的に何を記載すればよいか。</p>	<p>信託設定された金銭を管理する口座の名義を記載することが考えられます。</p>
▼履行保証金の供託等に係る特例		

20	<p>資金決済法第 58 条の 2 第 1 項及び資金決済法施行令第 17 条の 3 第 1 項による読替後の資金決済法第 43 条第 2 項を読むと、第三種資金移動業を含む複数の種別の資金移動業を営む資金移動業者が、第三種資金移動業に係る未達債務の一部につき法第 45 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けて預貯金等による管理を行い、他の一部について供託を行う場合に、第三種資金移動業について資金決済法第 58 条の 2 の規定の適用を受けて一括供託をすることは排除されていないようだが、その理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
21	<p>特例適用開始日において特例対象資金移動業ごとに供託していた履行保証金については、一括供託した履行保証金とみなす旨の規定（資金決済法第 58 条の 2 第 2 項）があるが、特例対象資金移動業ごとに締結していた履行保証金保全契約や履行保証金信託契約についてはこのような規定はない。特例適用開始日以降も履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に基づく信託により供託に代えたい場合には、同条第 1 項の届出書の提出前に、特例適用開始日以降の特例対象資金移動業の要履行保証額をカバーできる履行保証金保全契約等を別途締結しておく必要があるか。</p>	<p>特例適用開始日において、特例対象資金移動業に係る保全契約の効力が生じ、又は特例対象資金移動業に係る信託契約に基づく信託がなされていれば保全不足とはならないため、必ずしも資金決済法第 58 条の 2 第 1 項の届出書の提出前にこれらの契約を締結しておくことは求められていないものと考えます。</p>
22	<p>「算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者」（資金決済法第 58 条の 2 第 1 項）と規定されているが、第一種資金移動業と第二種資金移動業を兼営する場合に同項の届出書を提出した場合、資金移動業者府令第 11 条第 4 項第 2 号の規定を第二種資金移動業についても適用可能と考えてよいか。</p>	<p>複数の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、原則として、種別ごとに保全すべき要履行保証額を供託する必要がありますが、資金決済法第 58 条の 2 第 1 項の規定は、算定期間、基準日等及び供託期限が同一である種別については、一括して供託することができる特例を設けているものです。ただし、この特例を活用していたとしても、未達債務の額は、それぞれの種別ごとに算出する必要があり、第二種資金移動業に係る未達債務の額の算出に当たり、資金移動業者府令第 11 条第 4 項第 2 号が適用されることはありません。</p>
<p>▼利用者に対する情報の提供（資金移動業者府令第 29 条の 2）</p>		
23	<p>「書面の交付その他の適切な方法」（資金移動業者府令第 29 条の 2 柱書）について、具体的な提供方法として想定されているものをご教示いただけないか。例えば、契約書や約款において提供することのほか、現行の資金決済法に基づき利</p>	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－２－１－１（１）①に記載しているとおり、取引形態に応じた説明態勢を整備することが求められます。その前提が確保されるのであれば、ご指摘</p>

	<p>ユーザーへの情報提供が求められる事項と併せてホームページ上などで表示する方法で足りるか。</p>	<p>のようなホームページ上で必要な情報を提供する方法も認められるものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の「契約書や約款において提供する」方法については、特に契約書や約款その内容が多岐にわたっているような場合には、適切に情報提供が行われる態勢といえるかどうか、利用者の目線に立って、よく検討する必要があるものと考えます。</p>
<p>▼第二種資金移動業に係る体制整備（資金移動業者府令第30条の2第1項）</p>		
<p>24</p>	<p>資金移動業者府令第30条の2、事務ガイドライン（資金移動業者）IV-1-1の記載ぶりからすると、受入資金の額が100万円を超えるまでは、為替取引に用いられるものであるかの調査は求められていないとの理解でよいか。</p>	<p>第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合に、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制整備義務が課されることとなります。</p> <p>他方で、利用者1人当たりの受入額が100万円以下である場合には、こうした体制整備義務は課されませんが、利用者から受け入れた資金の金額の多寡にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。</p>
<p>25</p>	<p>「利用者の資金・・・が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認する」に際して、利用者の主観的な事情（例えば、当該資金を為替取引に用いるつもりであるか等）を当該利用者に直接確認することは、必ずしも求められていないという認識でよいか。</p> <p>一利用者（送金人）から複数の受取人に対する送金を予定し、予め送金資金を受け入れて資金移動サービスを提供する場合には、「各利用者に対して負担している為替取引・・・に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える」頻度が高いため、利用者にとって送金資金を受け入れる度に確認を受ける負担は大きいものと思料する。</p>	<p>資金移動業者府令第30条の2第1項に規定する体制は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、特定の対応の有無により問題の有無が決まる画一的な規制ではないことから、資金移動業者における確認のみならず、必ず利用者を確認しなければならないというものではありません。</p> <p>また、確認の結果、為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断された場合には、同条第2項に規定する「当該資金を保有しないための措置」の対象となります。</p> <p>なお、同条第1項の規定による確認がなされたものであるかどうかや金額の多寡にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。</p>
<p>26</p>	<p>「利用者の資金が・・・が為替取引に用いられるものであるかどうか」の確認は資金移動業者において行うことで足り、同確認において為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断された場合に初めて、「当該資金を保有しないための措置」（資金</p>	<p>資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。</p>

	<p>移動業者府令第 30 条の 2 第 2 項) を講じる態勢となっていればよいか。</p>	
27	<p>利用者の資金のうち一部（例えば、利用者の過去の取引実績（取引件数、取引金額、受取人数など）から合理的に予測し利用者の資金が今後 6 か月分の送金資金に相当する額を超えた額等）を「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないと認められるもの」と判断した場合には、当該一部のみを当該利用者へ返還すれば足りるという認識でよいか。</p> <p>一利用者（送金人）から複数の受取人に対する送金を予定し、予め送金資金を受け入れて資金移動サービスを提供する場合には、利用者の資金のうち全部を当該利用者へ返還しなければならないとすると、利用者から改めて送金資金を受け入れるまでの間、受取人が資金を受け取ることができない等の不利益が生じるものと思料する。</p>	<p>ご指摘のように、利用者から受け入れた資金の一部についてのみ為替取引に用いられないと認められる場合には、当該一部の資金を当該利用者へ返還すれば足りるものと考えます。</p> <p>なお、資金移動業者府令第 30 条の 2 第 1 項に規定する体制は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、ご指摘のように「今後 6 か月分の送金資金に相当する額」の滞留であれば問題がないといった画一的な規制ではありません。</p>
28	<p>「利用者の資金・・・が為替取引に用いられるものであるかどうか」を判断するに際して、資金移動業者は、利用者の客観的な事情（例えば、一利用者（送金人）から複数の受取人に対する送金を予定し、予め送金資金を受け入れて資金移動サービスを提供する場合には、利用者の過去の取引実績（取引件数、取引金額、受取人数など）から合理的に予測し利用者の資金が今後何か月分の送金資金に相当するか等）を考慮する必要があるという認識でよいか。</p>	<p>資金移動業者府令第 30 条の 2 第 1 項に規定する体制は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、特定の対応の有無により問題の有無が決まる画一的な規制ではないことから、一概に回答することは困難ですが、ご指摘の「客観的な事情」は、いずれも、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを判断するための考慮要素となり得るものと考えます。</p>
29	<p>資金移動業者府令第 30 条の 2、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅳ－１－１に関して、同条の確認・措置が求められる場合、利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当たっては、利用者ごとに①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮とあるが、例えば、利用者資金の受入は送金目的に限ること及び一定の受入資金額の上限を利用規約に定めた上で、当該利用者において一定期間に 1 回以上の送金（決済）が行われている限り、当該受入資金は送金のための資金と扱って差し支えないか。</p>	<p>資金移動業者府令第 30 条の 2 第 1 項に規定する体制は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、特定の対応の有無により問題の有無が決まる画一的な規制ではないことから、一概に回答することは困難です。いずれにせよ、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅳ－１－１（注 2）に記載しているとおり、利用者資金が為替取引に用いられるものであるかを適時適切に確認する態勢が整備されていることが重要と考えます。</p>
30	<p>「利用者の資金が・・・が為替取引に用いられるものであるかどうか」の確認において、例えば、</p>	<p>ご指摘の「ユーザーのアカウントの下に紐づく、特定の支払目的のみに使用することを前提と</p>

	<p>ユーザーのアカウントの下に紐づく、特定の支払目的のみに使用することを前提としたウォレットを作り、そのウォレットから元のアカウントに資金を戻すことを原則として許容しない設計とした場合、当該ウォレットに入れられた資金は為替取引に用いられる蓋然性が高いと解釈できると考えるが、どうか。また、利用者からの情報提供に誤りがあったことによって判断を正確に行えなかった場合には、資金移動業者の責任は問われないと解してよいか。</p>	<p>したウォレット」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、当該ウォレットへの入金後に利用実績がない場合もあると考えられることから、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認する必要性がなくなるものではないと考えます。</p> <p>なお、資金移動業者府令第 30 条の 2 第 1 項の規定は、あくまで資金移動業者に体制整備義務を課すものであり、例えば、ご指摘のように利用者から正確な情報提供がなかったために、結果として正確な判断を行うことができなかったものがあつたとしても、実効性のある体制が整備されているのであれば、同項の規定に違反するものではないと考えます。</p>
31	<p>滞留資金の為替取引との関連性有無に関する「総合考慮」（事務ガイドライン（資金移動業者）IV-1-1）の恣意性に対する牽制や出資法の預り金規制の徹底、利用者への不測の損害発生防止の観点から、為替取引との関連性を確認する方法については、別紙様式第 1 号において社内規則等を添付する等、当局の届出の対象となっているという理解でよいか。仮にそうでない場合、届出の対象にすることが必要ではないか。その上で、為替取引との関連性の確認方法の脆弱性やリスクに着目して当局によるモニタリング、実態確認を行うべきではないか。</p>	<p>資金移動業者の登録申請時に提出が求められる添付書類の 1 つとして「資金移動業に関する社内規則等」（資金移動業者府令第 6 条第 13 号）が掲げられているところ、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかを確認する体制に係る社内規則等も、これに該当するものと考えます。</p> <p>なお、事務ガイドライン（資金移動業者）IV-1-1 においては、具体的な確認方法、判断基準、対応方法について規定した社内規則等を定めているかを着眼点として記載しています。</p>
32	<p>実効的なモニタリング及び必要に応じた規制の在り方の検討の要否の明確化の観点から、決済・仲介 WG で貴庁によって示されていた資金移動業者の利用者 1 人当たりの残高の分布については、継続的に集計の上、これを統計情報として公表してはいかがか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>改正後の資金決済法の施行状況については、頂いたご意見も参考に、資金移動業者の業務の実態を踏まえつつ、適切な検証のあり方を検討してまいります。</p>
<p>▼為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置（資金移動業者府令第 30 条の 2 第 2 項）</p>		
33	<p>資金移動業者府令第 30 条の 2 第 2 項は、第二種資金移動業者に対して課せられる同条第 1 項に基づく体制整備義務とは区別されるものであり、資金移動業者は、同条第 2 項に基づいて、利用者資金と為替取引の関連性を積極的に確認する義務を負うものではないとの理解でよいか。</p>	<p>資金移動業者府令第 30 条の 2 第 2 項の規定は、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあるとの従前から示されていた考え方を踏まえ、その種別にかかわらず、資金移動業の適正な遂行を確保する観点から新設</p>

		したものです。したがって、従前からの考え方を踏まえ、資金移動業を適正に遂行している資金移動業者であれば、この規定により何らかの追加的な対応が必要となるものではないと考えます。
34	「当該資金を保有しないための措置」として想定しているものはあるか。	例えば、利用者が資金移動業者から物品を購入し、又は役務の提供を受ける場合の代金支払に充当すること等が考えられます。
35	利用者への返還は、「当該資金を保有しないための措置」としての例示にすぎず、登録銀行口座の設定のない顧客に対しては店頭やATMでの受取りなど、個別のサービス内容や利用者の属性に応じた措置も許容される、という理解でよいか。	ご指摘の事例はいずれも「当該資金を保有しないための措置」に該当し得るものと考えますが、「前払式支払手段との交換」については、資金移動業の利用者にとっては、前払式支払手段の購入後は、換金が不可となり、事業者に対する利用者資金の保全義務が全額から半額になるといった不利益が生じるものと考えられるため、利用者の保護及び資金移動業の適正な遂行を確保する観点から、利用者からの明確な意思表示を受けて行うことが適当と考えます。
36	「当該資金を保有しないための措置」として、利用者に促して残高を決済に利用をさせることや、商品やサービスと引き換えること（前払式支払手段との交換を含む）など、為替取引に係る未達債務を消滅させる施策はいずれも含まれるという理解でよいか。	
37	資金移動業者府令第 30 条の 2 に関して、資金移動業の滞留規制との関係で、残高に応じてポイントを付与することは、資金の滞留を促すことになるため、滞留規制の趣旨に反するものとなるという理解になるか。	利用者資金残高に利息に相当するようなポイント等の経済的なインセンティブを付与することは、資金移動業者府令第 30 条の 2 の規定との関係で、為替取引に用いられる見込みがない資金を受け入れることになりかねないほか、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1（5）（注）に記載しているとおおり、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあるものと考えます。
38	<p>資金移動口座の受入金額が、第二種資金移動業の送金上限である 100 万円を超えていない場合であっても、規制の対象になりうるように記載されている。現状案では、条文解釈上、口座金額 1 円から規制対象になる可能性が残り、休眠ユーザーの数円の資金滞留についてまで銀行振込等の手数料を負担して返金対応を要請されるリスクがある。そのため、金融庁の裁量次第で、資金移動事業者は将来にわたり過大な規制を課されるリスクが残る。</p> <p>今後のガイドライン改正等に伴う滞留規制違反による業務改善命令を受ける可能性があること等を勘案し、またこれまでの決済・仲介 WG における議論も踏まえ、資金移動業者府令第 30 条</p>	<p>資金移動業者府令第 30 条の 2 第 2 項の規定は、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあるとの従前から示されていた考え方を踏まえ、その種別にかかわらず、資金移動業の適正な遂行を確保する観点から新設したものです。したがって、従前からの考え方を踏まえ、資金移動業を適正に遂行している資金移動業者であれば、この規定により何らかの追加的な対応が必要となるものではないと考えます。</p> <p>なお、第一種資金移動業については、資金の移動先等に係る具体的な指図を伴わない利用者資金の受入れや「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超える利用者資金の滞留</p>

	<p>の2において受入金額が100万円以下の場合には資金移動業者は積極的な対応（為替取引に用いられるものではないかの確認や資金払出措置等）が不要であることを明確化してほしい。</p>	<p>を不可とする行為規制が課されていますが、こうした行為規制の実効性を確保するためにも、同項の措置を求めることは、資金移動業の適正な遂行を確保する観点から意義のあるものと認識しております。</p>
39	<p>資金移動業者府令第30条の2第1項では、第二種資金移動業者は、利用者の資金が為替取引に用いられるものであるかの確認をするための体制を整備する必要があるとされている。なぜなら、第一種資金移動業者や第三種資金移動業者のような、定性的な上限金額が定められていないからだと考える。つまり逆に言えば、第三種資金移動業者に関しては、政令で上限金額が定められているのであるから、これを守り一定程度以上の残高を保有しなければ、リスクを低減する設計が確保できると解釈されていると考えられる。しかし、第2項では、既に上限金額が課せられており低リスクな類型として創設される第三種移動業者に対しても、「滞留」の確認義務が課せられているのである。そもそも、既に低リスクなサービスとして設計されている第三種移動業において、更に確認義務を行うことで生じるリスク低減の効果は大きくないと考える。一方で、確認義務を履行することは、事業者としては膨大な手間とコストがかかる。第2項の措置を第三種移動業者に課したとして、それにより滞留を防いで利用者のリスクを更に低減しそれにより生じるメリットと、措置を実行することにより事業者が生じるコストと煩雑化するオペレーションのバランスを考えると、メリットは増大する事業者の負担を正当化できるほどではないと考える。事業者として、第2項を削除してほしい。</p>	<p>また、第三種資金移動業については、利用者資金の受入額が5万円以下に限定されているとはいえ、為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れることが認められているわけではないことから、規定の必要性がないとは認識しておりません。</p>
40	<p>決済・仲介WG報告において、「現行規制を前提に事業を行う事業者（第2類型）への対応」として利用者資金の滞留について言及されている（決済・仲介WG報告8頁）。他方、資金移動業者府令第30条の2第2項においては、種別を問わず、また、利用者1人当たりの受入額が送金上限額を超えているか否かにかかわらず、措置を講じる必要があるように読める。第1項と第2項を書き分けずに、例えば「資金移動業者（第二種資金移動</p>	

	業を営む者に限る。)・・・令 12 条の 2 第 1 項に規定する額を超える場合であって為替取引に用いられる蓋然性が低いときは、為替取引に用いられるものであるかを確認し、為替取引に用いられるものではないと明らかに認められるものについて、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。」と規定すべきではないか。当然為替取引に用いられるものではないと認められるものについては返還等を行う必要があるが、第一種資金移動業はそもそも資金の預かりはできないし、第三種資金移動業は 5 万円なので実際に規定化する必要性は低い。決済・仲介 WG 報告の記載に忠実に規定していただきたい。	
	▼利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置（資金移動業者府令第 30 条の 3）	
41	資金移動業者が、前払式の送金業務と後払式（立替払式）の送金業務を営んでいる場合、立替払は貸付けや手形割引ではないことから、ある利用者から受領したもののすぐには使用しない送金資金を、他の利用者の立替払式の送金資金に流用しても、資金移動業者府令第 30 条の 3 が適用されないという理解でよいか。	「貸付け又は手形の割引」に該当しないものであれば、資金移動業者府令第 30 条の 3 の規定の適用を受けるものではありませんが、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1（6）に記載しているとおり、資金移動業者には、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、利用者から受け入れた資金について、貸付以外の用途であれば自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に毀損することがないように管理する必要があります。
42	限界事例として想定されているものがあればご教示いただきたい。例えば、貸金事業を行っている資金移動業者が、資金を貸付け等に用いず自身の貸金事業の運営費として利用することは「利用者から受け入れた資金を原資として貸付け・・・を行う」には該当しないと解してよいか。	
	▼二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置（資金移動業者府令第 30 条の 4）	
43	「利用状況」（資金移動業者府令第 30 条の 4 第 1 項）に関し、債務の額のほか具体的に何を想定されているか。	各資金移動業者が、そのビジネスモデルを踏まえつつ、利用者にとって必要な情報を検討すべきものと考えますが、例えば、直近の一定期間における資金移動業の種別ごとの為替取引の利用実績等が考えられます。
44	「容易に知ることができるようにするための措置」（資金移動業者府令第 30 条の 4 第 1 項）に関し、利用者から請求されたら当該利用者に対してのみ遅滞なく開示するという対応は、認められるか。	ご指摘の「遅滞なく」の程度が必ずしも明らかではなく、情報の内容と利用者の利便とのバランスを踏まえて判断されるべきものと考えますが、基本的には、利用者が必要な情報を直ちに把握できるようにする対応を想定しています。

	<p>「第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務・・・を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更すること」（資金移動業者府令第30条の4第2項）は禁止されているが、海外からの被仕向送金で、受取人に支払うべき「第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務」を「第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務」にすることによって履行することは、禁止されているものではないことを念のため確認したい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、送金人が送金のために第一種資金移動業を利用し、受取人が送金された資金を第二種資金移動業のアカウントで受け取ることを禁止する法令上の規定はありません。</p> <p>なお、第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合に、資金移動業者府令第30条の2第1項の規定による体制整備義務が課されることとなります。</p>
<p>▼損失補償方針を利用者以外の者に周知するための適切な措置（資金移動業者府令第31条第4号）</p>		
45	<p>資金移動業の利用者に対する損失補償その他の対応方針を周知することは必要と思うが、資金移動業の利用者でない方（資金決済法の対象でない方）も含めて、その損失補償その他の対応方針を周知するのは資金決済法の適用外にはならないか。</p> <p>利用者以外の方に当該方針を周知することにより期待しているものは何か。</p> <p>利用者以外の方に対する補償まで行う方針はなかなか書けず、簡潔に言ってしまうと「補償できない」ことを明確にする意味・狙いは何か。</p>	<p>資金移動業者の業務の内容及び方法に照らし、利用者以外の者にも損失が発生するおそれがあるような場合には、予め補償の方針等を周知しておくことは、資金移動業の適正な遂行を確保する観点から必要な対応であると認識しております。</p> <p>また、資金移動業者に係る自主規制機関である一般社団法人日本資金決済業協会が令和2年12月3日に制定した「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」においても、銀行の預金者に不利益が生じることのないよう予め提携銀行等との間で預金者保護を最優先とした補償の方針を合意しておく必要があることや、補償の方針について提携銀行等と協力の上周知する必要があることが明記されているものと承知しております。</p>
<p>▼未達債務の額等に関する報告書</p>		
46	<p>特例対象資金移動業について一括供託等が認められているのと同様、未達債務の額等に関する報告書も種別ごとの作成ではなく、一括での作成を許容いただきたい。</p>	<p>特例対象資金移動業については、一括供託が認められていますが、保全すべき額の内訳は、種別ごとに算出した要供託額の合計額であり、種別ごとの要供託額は、一括供託をやめる場合に種別ごとの保全額を算出するために必要な計数となります（資金移動業者府令第36条の2第5項）。監督当局として、こうした計数を含む種別ごとの業務状況を適切に把握する必要があることから、未達債務の額等に関する報告書においては種別ごとの計数を記載する必要があります。</p>
47	<p>現行では半期に一度であった未達債務の額等に関する報告が、改正後は四半期ごととなった背景をご教示いただきたい。</p>	<p>今回の改正では、利用者資金の保全に関し、例えば、保全契約の解除に係る事前承認制を廃止するなど、監督当局の事前関与を必要最小限度のも</p>

		<p>のに見直しています。</p> <p>他方で、事後チェック機能を強化する観点から、利用者資金の保全状況に関する監督当局への報告頻度を半期ごとから四半期ごとに引き上げることとしたものです。</p>
▼収納代行		
▽資金決済法第2条の2の規定の趣旨等		
48	<p>資金決済法第2条の2の規定は創設規定か、それとも確認規定か。また、同条が規定する行為は、銀行法等の他法令においても「為替取引」に該当するか。</p>	<p>資金決済法第2条の2の規定は、いわゆる確認規定であると考えます。</p> <p>また、同条の規定により「為替取引」に該当するものとされる行為は、他の法令においても「為替取引」とされるべきものと考えます。</p>
49	<p>「その他これらに類する方法」（資金決済法第2条の2）との文言は具体的にどのような場合を想定しているか。</p>	<p>ご指摘の「その他これらに類する方法」については、「その他」の直前に規定されている行為と同等の経済的効果をもたらす行為を資金決済法第2条の2の規定の対象とし得るようにする観点から規定されているものであり、どのような行為がこれに該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
50	<p>「他の者に受け入れさせ」（資金決済法第2条の2）とは具体的にどのような場面を想定しているのか。例えば、ECモールなどを運営するプラットフォーム事業者から委託を受けて収納代行を行う当該委託先を対象としているのか。そのような理解である場合、一般論としては、当該委託先の行為は、為替取引には該当しないとの理解でよいのか。</p>	<p>ご指摘の事例を前提とすると、ECモール等を運営するプラットフォーム事業者が、受取人から委託を受けた上で、更に再委託先に債務者等から弁済として資金を受け入れさせる場合は、当該再委託先が「他の者」となり、「他の者に受け入れさせ」る場合に該当するものと考えます。</p> <p>なお、この場合における再委託先の行為は、資金決済法第2条の2の規定の対象とはならないものと考えますが、同条の規定により為替取引に該当するものとされる行為でなければ為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p>
51	<p>収納代行業者（決済代行業者）が先に収納代金相当額を立て替えて支払う等、（債務者からの支払よりも）受取人への支払が先行するサービスは、資金決済法第2条の2の対象外という理解か。</p>	<p>ご指摘のように、まず受取人に資金を移動させた後に、債務者等から資金を受け入れる（又は他の者に受け入れさせる）行為は、資金決済法第2条の2に規定する行為とは異なるものと考えます。</p>
52	<p>個人を受取人とする収納代行サービス等のうち、いわゆる割り勘アプリの中で事後的に連帯債</p>	<p>なお、同条の規定により為替取引に該当するものとされる行為でなければ為替取引に該当しな</p>

	<p>務等が発生させて回収するなどの法的構成を採用しているものを為替取引とする旨確認した規定と理解している。一方、いわゆる立替払が行われるケースや、保証人が保証履行を行い求償するケースは、立替払や保証により先に債権者に対して資金が交付され、後から債務者から回収するものであることから、資金移動業者府令第1条の2第2号の要件の該当性以前に、「債務者又は当該債務者からの委託・・・その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為」（資金決済法第2条の2）を満たさず、為替取引には引き続き該当しないという理解でよいか。</p>	<p>いことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p>
53	<p>資金決済法第2条の2及び資金移動業者府令第1条の2の規定からすると、給与債権のファクタリングなどを含め、受取人（債権者）が個人である債権のファクタリングが広く含まれるように読めるがその趣旨か。</p> <p>また、ファクタリング以外についても、個人が所持する手形についての手形割引なども含まれるように読めるがその趣旨か。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、資金決済法第2条の2においては、金銭債権の譲受けに関し、受取人から金銭債権を譲り受け、債務者等から資金を受け入れた（又は他の者に受け入れさせた）後に、受取人に当該資金を移動させる行為（すなわち、譲り受けた金銭債権の対価を後払とする行為）が規定されており、こうした行為のうち、資金移動業者府令第1条の2に規定する要件を満たすものは、為替取引に該当するものとなります。</p>
54	<p>決済・仲介WG報告に「『事業者』については、消費者契約法上の定義を踏襲することが考えられる」と記載された趣旨を踏まえれば、「事業」（資金移動業者府令第1条の2）の定義は、消費者契約法第2条における「事業」の定義や消費者庁による消費者契約法逐条解説と同様の解釈という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
55	<p>決済・仲介WG報告を受けて、資金移動業者府令第1条の2第1号については従来のいわゆる「収納代行」が為替取引に該当しないこと、同条第2号については同報告で言及されている「割り勘アプリ」が為替取引に該当すること、同条第3号については決済・仲介WG報告で言及されている「エスクローサービス」が為替取引に該当しないことを意図しているという理解でよいか。</p>	<p>資金移動業者府令第1条の2の規定は、資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為の具体的な要件を定めるものであり、当該要件に該当しない行為であれば為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p>
56	<p>資金決済法第2条の2は、資金移動業者府令第</p>	<p>資金移動業者府令第1条の2の規定は、資金決</p>

	<p>1条の2と相まって、個人を受取人とする収納代行サービス等のうち、当該要件に該当するものを為替取引に該当することを確認した規定であると理解しているが、法人や個人事業主を受取人とする収納代行サービス等は、「金銭債権を有する者（以下・・・「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託・・・その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）」（資金決済法第2条の2）であれば、基本的に引き続き規制の対象外となるという理解でよいか。それとも、従来の解釈で求められてきたように、法人や個人事業主を受取人とする収納代行サービス等も、規制の対象外となるためには、資金移動業者府令第1条の2第1号の要件まで満たす必要があるか。</p>	<p>済法第2条の2の規定により為替取引に該当されるものとされる行為の具体的な要件を定めるものであり、当該要件に該当しない行為であれば為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p> <p>なお、ご指摘の「法人や個人事業主を受取人とする収納代行サービス等」を含め、どのような行為が為替取引に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、債務者に二重支払のリスクがあるかどうかは、こうした判断に当たり、考慮要素の一つとなるものと考えます。</p>
<p>▽資金移動業者府令第1条の2第1号の要件</p>		
<p>57</p>	<p>「その他これに類する方法により支払を行う者」との文言は具体的にどのような場合を想定しているか。また、資金決済法第2条の2にも同様の文言があるが、同じ解釈でよいか。</p>	<p>ご指摘の「その他これに類する方法」については、「その他」の直前に規定されている行為と同等の経済的効果をもたらす行為を資金決済法第2条の2の規定の対象とし得るようにする観点から規定されているものであり、どのような行為がこれに該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
<p>58</p>	<p>債務者等から弁済として資金を受け入れた時点で債務消滅となることが通常と考えられるところ、「弁済として資金を受け入れた時・・・までに」と規定されているのはなぜか。また、資金を受け入れた時点よりも前に債務消滅となるケースはどのようなものが想定されているのか。</p>	<p>例えば、受取人が有する金銭債権に係る債務について免責的債務引受けが行われた場合には、弁済として資金を受け入れる前に、当該債務に係る原債務者は債務を免れることから、「弁済として資金を受け入れた時・・・までに当該債務者の債務が消滅」と規定しています。</p>
<p>59</p>	<p>「弁済として資金を受け入れた時・・・までに当該債務者の債務が消滅しないもの」には、弁済として資金を受け入れた時と同時に債務者の債務が消滅するものは含まれないとの理解でよいか。そのように解されなければ、収納代行は典型</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>的には弁済と同時に債務者の債務が消滅するため、受取人が個人である限り収納代行はほとんど為替取引に該当してしまうということになる。この点を明らかにしていただきたい。</p>	
	<p>▽資金移動業者府令第1条の2第2号の要件</p>	
60	<p>「その他これらに類する方法によってする・・・信用の供与」とはどのようなケースが含まれるのか。</p>	<p>例えば、保証人が行う代位弁済はこれに該当し得るものと考えられます。</p>
61	<p>「その他これらに類する方法によってする・・・信用の供与」にはいわゆる立替払も含まれると考えてよいか。</p> <p>サービスの実態は送金であるのに、立替払などの法律構成を採用することで法規制を回避する事業者が見受けられる。イコールフットINGの観点で問題がない規制にすべきである。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「その他」の直前に規定されている「連帯債務者の一人としてする弁済」もいわゆる立替払の一類型と考えられ、これに類する方法による信用の供与であれば、「その他これらに類する方法によってする・・・信用の供与」に該当するものと考えます。</p> <p>なお、資金移動業者府令第1条の2に規定する要件に該当しない行為であれば為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p>
62	<p>資金移動業者府令第1条の2第2号は求償権を念頭においたものであって、例えばつけ払いのように支払の履行時期が反対債務より遅い場合であっても、単なる支払方法の性質によるものであるから「信用の供与」には当たらないという理解でよいか。</p>	<p>どのような行為が「その他これらに類する方法によってする・・・信用の供与」に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、形式的には売買契約等により発生した金銭債権であっても、その契約内容等に照らし、実質的には「資金の貸付け」と認められるような場合には、「その他これらに類する方法によってする・・・信用の供与をしたことにより発生したもの」に該当し得るものと考えます。</p>
63	<p>現状の案では、決済・仲介WG報告や国会審議等において想定されていたいわゆる「割り勘アプリ」の制約を超えて、貸金業者等のために提供される収納代行サービス等についても広く禁止する内容を含むような文言となっているように思われるが、そのような解釈でよいか。</p>	<p>ご指摘の「貸金業者等のために提供される収納代行サービス等」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、受取人が貸金業者等の事業者である場合には、資金移動業者府令第1条の2に規定する要件に該当することはありません。</p>
64	<p>現状、貸金業者や通常の連帯債務者等、いわゆる割り勘アプリと関係ない収納代行業務についても為替取引に該当するように読めるが、これらについては該当しないと解釈してよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、受取人からの委託等により債務者等から資金を受け入れ（又は他の者に受け入れさせ）、当該受取人に当該資金を移動させる行為であれば、資</p>

		金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為であるかどうか、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
65	資金移動業者府令第1条の2第2号は、いわゆる割り勘アプリを「為替取引」に含める趣旨と理解しているが、同条第3号の定め方から、割り勘アプリについては同号で為替取引に該当し、同条第2号は不要なのではないか。同条第2号と第3号のすみ分けをどのように考えているかご教示いただきたい。	<p>資金移動業者府令第1条の2第2号は、例えば、「連帯債務者の一人としてする弁済」により発生した金銭債権の回収のために利用するなど、割り勘アプリの典型的な利用方法を想定して規定しているものです。</p> <p>他方で、例えば、売買契約等に基づき発生した金銭債権の回収のために割り勘アプリを利用することも想定されることから、こうした利用方法に対応するための規定として同条第3号を設けています。</p>
▽資金移動業者府令第1条の2第3号の要件		
66	<p>資金移動業者府令第1条の2第3号イは、いわゆるエスクローサービスを規制対象から除外する趣旨か。</p> <p>また、「反対給付に先立って又はこれと同時に・・・当該反対給付が行われた後に」（同号イ）とあるが、後者のみ同時を除く必要はないのではないか。「当該反対給付が行われた後又はこれと同時に」としてはどうか。</p>	<p>どのような行為が資金移動業者府令第1条の2第3号に掲げる要件に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、同号イについては、一般にエスクローサービスとされる行為を想定して規定したものです。</p> <p>なお、債務者等から弁済として資金を受け入れる（又は他の者に受け入れさせる）行為と当該資金を受取人に移動させる行為を全く同時に行うことは想定されないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
67	<p>収納代行方式で行われるエスクローのうち資金移動業者府令第1条の2第3号イが想定するエスクローでは、債務者がエスクローエージェント（収納代行業者）に弁済資金を引き渡した時点では債務者の受取人に対する金銭債務は消滅せず、その後、受取人の反対債務が履行され、これを債務者が確認した時点で、債務者による弁済があったものとして債務者の受取人に対する金銭債務が消滅するというパターンもありうる（一般的にエスクローという場合、多くがこのパターンと思われる）。このようなエスクローは、資金移動業者府令第1条の2第3号をクリアしても、同条第1号で「為替取引」に該当してしまうようにも思われ、決済・仲介 WG 報告におけるエスクロー</p>	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、資金決済法第2条の2においては、債務者等から弁済として資金を受け入れる（又は他の者に受け入れさせる）行為が規定されており、これに当たらないものは同条に規定する行為には該当しません。</p> <p>なお、同条の規定により為替取引に該当するものとされる行為でなければ為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p>

	<p>は直ちには規制対象としないとの結論と相違してしまうのではないか。</p> <p>このようなエスクローについては、債務者がエスクローエージェントに弁済資金を交付した段階では、「弁済として」資金を受け入れているわけではないとして、資金移動業者府令第1条の2第1号に該当しないと整理するようにも思われるが、同条第3号イでも「弁済として資金を受け入れ」と同様の文言が用いられているので、同条第1号と第3号で「弁済として資金を受け入れ」の解釈を変えることになってしまい不自然である。</p> <p>そうだとすると、資金移動業者府令第1条の2第1号では、「本条第3号に定めるものを除く」との文言が必要なのではないか。</p>	
68	<p>「受取人が有する金銭債権の発生原因である契約」（資金移動業者府令第1条の2第3号ロ）には、売買契約や役務提供契約のほか、負担のない贈与契約や、寄付型クラウドファンディングに係る契約等も含まれるとの理解でよいか（いわゆる対価性のある契約には限定されないとの理解でよいか）。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
69	<p>資金移動業者府令第1条の2第3号ロは、いわゆるクラウドファンディングを規制対象から除外する趣旨か。</p> <p>また、「契約の成立に不可欠な関与」（同号ロ）とあるが、「契約の成立に不可欠」ではない「関与」として具体的に何を想定しているのか。そもそも、「契約の締結の方法に関する定めをすること」（同号ロ）とは具体的に何を意味しているのか。</p>	<p>どのようなことを行っていれば「契約の成立に不可欠な関与」（資金移動業者府令第1条の2第3号ロ）を行ったといえるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、ご指摘のような事例を含め、多数の者が参加して取引を行うことが可能なプラットフォームを提供する事業者が、利用規約において当該プラットフォームの利用条件や取引成立条件を定めているような場合には、「契約の締結の方法に関する定め」をしており、「契約の成立に不可欠な関与」を行っているものと考えます。</p> <p>なお、「契約の成立に不可欠な関与」を行った者からの委託等により債務者等から弁済として資金を受け入れる「他の者」が、「契約の成立に不可欠な関与」を行ったかどうかは、同号の要件に該当するかどうかの判断に影響しないものと考えます。</p>
70	<p>資金移動業者府令第1条の2第3号ロは、例えば、プラットフォーム上で売買契約、運送契約や宿泊契約が締結され、当該契約代金がプラットフォームを介して支払われるようなサービスが該当するという理解でよいか。</p>	
71	<p>「契約の成立に不可欠な関与」（資金移動業者府令第1条の2第3号ロ）とはどこまでの関与が含まれるか。媒介（他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為）には至らない程度の関与であっても該当することは当然あると考えられるか。例えば、ECモール</p>	

	にてユーザーが商品を購入しその代金を支払う場合、ECモール事業者が収納代行を行う場合だけでなく、ECモールから決済に関する委託を受けた他の事業者が収納代行を行う場合も「不可欠な関与」をしたといえるか。	
72	「契約の成立に不可欠な関与」（資金移動業者府令第1条の2第3号口）とはどの程度のものか。例えば、契約の成立に必要な関与をする者と資金の受入れを行う者が別のエンティティである場合、両者の間に密接な関係があれば、資金の受入れを行う者についても「不可欠な関与」を行う者とする余地は否定されないとの理解でよいか。例えば、C to Cのマーケット運営者が契約の成立に必要な関与をする場合に、そのグループ会社が当該取引に係るエスクローエージェントを担うような場合もあり、このような場合は、当該エスクローエージェントも「不可欠な関与」を行う者に該当することとしていただく必要がある。	
73	「契約の成立に不可欠な関与」（資金移動業者府令第1条の2第3号口）について、例えばAが運営するECプラットフォームにおいて、Bを買主、Cを売主とし、代金の支払方法としてAが契約するDの提供する決済代行サービスを利用することを予め指定した上でBとCの間で売買契約が締結された場合、Dは当該BC間の売買契約の成立に不可欠な関与を行っているとして評価され得ると考えているが、その認識でよいか。	ご指摘の事例を前提とすると、ECプラットフォームを運営するAが、「契約の成立に不可欠な関与」（資金移動業者府令第1条の2第3号口）を行った者となり得るものと考えます。その場合、Aからの委託等により債務者等から弁済として資金を受け入れるD（「他の者」）が「契約の成立に不可欠な関与」を行ったかどうかは、同号の要件に該当するかどうかの判断に影響しないものと考えます。
74	「当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと」（資金移動業者府令第1条の2第3号口）との規定は、受取人から、契約成立に不可欠な関与を行った者に対する代理受領権の付与（及び委託先に対する当該代理受領権の再委託）を要件として定めたものであると理解しているが、かかる理解で正しいか。	受取人からの委託による代理受領権の付与のみならず、金銭債権を譲り受けるなどの場合もあると考えられることから、代理受領権の付与に限定されるものではありません。
75	「受取人の同意」（資金移動業者府令第1条の2第3号口）は同号口においてのみ要件とされて	貴見のとおりです。

	おり、同条第1号、第2号及び第3号イでは要件とされていないということか。	
76	「受取人の同意」（資金移動業者府令第1条の2第3号ロ）とは具体的にどのような内容を同意すれば足りるのか。例えば、あるプラットフォーム上では複数の決済代行業者を債務者（買主）が選択可能であるときには、そのうちのどの事業者かを債務者が選択することを許容するというレベルでの同意でよいか。	ご指摘の「レベル」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、債務者等から受取人に資金が移動するまでの流れを受取人が把握・許容していることが重要と考えます。
77	「当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動」（資金移動業者府令第1条の2第3号ロ）とあるが、エスクローの機能を考慮すると、債務者の同意の下で資金を移動する場合もあるのではないかと。資金の移動が、受取人の同意に係っているもの及び債務者の同意に係っているもののいずれの場合も「為替取引」に該当しないと整理が可能であるよう修正願いたい。	債務者については、資金移動業者府令第1条の2第1号に掲げる要件により二重支払のリスクを回避でき、一定の保護が図られるものと考えます。他方で、受取人については、資金を受け取るまでの間、収納代行業者に対する信用リスクを抱えることになるため、その同意が得られていない場合には、収納代行業者の行為が為替取引に該当し得るものとし、受取人の保護を図ることが適当と考えます。したがって、原案のとおりとさせていただきます。
78	資金移動業者府令第1条の2第3号イ及びロは並列で規定されていることから、エスクロー事業者が収納代行サービス等を行う場合、必ず契約の成立には関与していなくても、契約の履行に関与するような場合には、同号イに該当しないという理解でよいか。	どのような行為が資金移動業者府令第1条の2第3号に掲げる要件に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、同号イについては、一般にエスクローサービスとされる行為を想定して規定したものであり、金銭債権の発生原因である契約の成立への関与の有無は、このイに掲げる要件に該当するかどうかの判断に影響するものではありません。
79	資金移動業者府令第1条の2第3号におけるイ及びロの要件について、例えばイに該当する場合（いわゆるエスクローサービスを営んでいない場合）であっても、ロに該当しなければ（オンラインプラットフォーム上で受取人と債務者との間で契約が成立する場合などであれば）為替取引には該当しないという理解でよいか。	どのような行為が資金移動業者府令第1条の2第3号に掲げる要件に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、同号イに掲げる要件に該当するものであっても、同号ロに掲げる要件に該当せず、かつ、同条第1号及び第2号に掲げる要件のいずれにも該当しないものであれば、同条に規定する要件には該当しないこととなります。 なお、同条に規定する要件に該当しない行為であれば為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりで。

80	<p>資金移動業者府令第1条の2第3号は、エスクローを想定しているものと思われるところ、ここで規制対象から外すことが想定されている形式のエスクローであれば、金額の制限なく為替取引に該当しないものとして行うことができるのか。例えば、不動産取引のエスクローなどでは、非常に高額な資金が決済されることも想定されるが、これについても、オンラインマーケットにおける少額の個人間売買に係るエスクローと同じように、資金移動業者府令第1条の2第3号が想定しているエスクローについては為替取引の範囲外として行うことができるという理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為でなければ為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p>
81	<p>資金移動業者府令第1条の2第3号は、同号で掲げられたイ又はロのエスクローに該当しないもの、という定め方をしており、このような定め方では、受取人個人の収納代行は、イ又はロのエスクローに該当しない限り、全て為替取引になってしまう。受取人個人の収納代行は定型的なエスクロー以外は全て為替取引というのは、規制として広範に過ぎるように思われるため、再考いただきたい。</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般にエスクローサービスとされる行為は、資金移動業者府令第1条の2第3号イに規定しているように、反対給付に先立って債務者等から弁済として資金を受け入れ、当該反対給付が行われた後に、受取人に当該資金を移動させるものと考えます。こうしたエスクローサービスに該当しない行為であっても、同号ロの規定により、金銭債権の発生原因である契約の締結に不可欠な関与を行うなどの一定の要件を満たすものは、同条に規定する要件には該当しないこととなります。</p> <p>なお、同条に規定する要件に該当しない行為であれば為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p>
▽その他		
82	<p>受取人が個人であり、反対給付の存在しない支払（例えば寄附など）は、資金移動業者府令第1条の2各号のいずれにも当たらない。また、「債権者が、第三者であるサービス提供者に対して逆為替（取立為替）の依頼を行っている場合と同視しうる」、「一般消費者である債権者・債務者双方が、サービス提供者に対して信用リスクを抱えるおそれがあり、利用者保護を確保する必要性は高い」（決済・仲介WG報告）といった事情もない。よって、為替取引に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>反対給付の有無にかかわらず、金銭債権に係る債務者から弁済として資金を受け入れる（又は他の者に受け入れさせる）行為は、資金移動業者府令第1条の2第1号、第2号又は第3号ロに該当する可能性があるものと考えます。</p> <p>なお、同条に規定する要件に該当しない行為であれば為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。</p>
83	<p>証券会社（第一種金融商品取引業者）が金融商</p>	<p>証券会社が顧客の有価証券の売買等に関して</p>

	<p>品取引法第 35 条第 1 項第 4 号に規定する付随業務として、個人顧客を代理して、有価証券の発行者から利子、配当又は償還金等を受領し、これを個人顧客の証券口座に紐づく銀行口座等に振り込む行為は、資金移動業者府令第 1 条の 2 各号に掲げる要件のいずれにも該当せず、資金決済法第 2 条の 2 に規定する為替取引に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>受領した顧客の計算に属する金銭を当該顧客の証券口座に紐づく銀行口座に振り込む行為は、当該証券会社が行う為替取引には該当しないものと考えます。</p>
84	<p>資金移動業者府令第 1 条の 2 第 3 号イ及びロのいずれのエスクローも、原因取引に問題があった場合や受取人の反対債務が履行されなかった場合には、債務者から受け入れた資金を債務者に返還することが当然に想定される。そのため、「為替取引」の該当性のみならず、出資法の預り金規制に抵触しないかについても別途問題となりうる。</p> <p>資金移動業者府令第 1 条の 2 第 3 号イ及びロのエスクローについてはいずれも許容するとの方針であると思われるため、貴庁としては同号イ及びロのエスクローについては出資法上の預り金規制にも抵触しないと考えているとの理解でよいか。その場合、預り金でないとする根拠をご教示いただきたい。</p>	<p>資金決済法第 2 条の 2 の規定は、同条に定める行為であって、内閣府令で定める要件に該当するものが為替取引に該当することを確認するものであり、出資法の預り金規制との関係について規定するものではありません。</p> <p>出資法上の「預り金」に該当するかどうかは、事務ガイドライン（預り金）2-1-1（2）に掲げる要件（①不特定かつ多数の者が相手であること、②金銭の受け入れであること、③元本の返還が約されていること、④主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること）に照らし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
85	<p>資金移動業者府令第 1 条の 2 によって一定の収納代行が為替取引に該当することが明らかになったが、為替取引に該当しない収納代行における収納金については、収納後に受取人に交付しないまま収納代行会社のもとにどれだけ長い期間滞留していても、出資法の預り金規制を含め、特段の問題はないとの理解でよいか。問題がある場合には、どれだけの期間であれば収納代行会社における滞留が許容されるのか。具体的な期間を示すことが難しい場合でも、一定の目安あるいは考え方について貴庁のご見解を示していただきたい。</p>	
86	<p>今般の「割り勘アプリ」のように犯罪収益移転防止法上の特定業務とみなされるのを逃れるため、収納代行業務であって為替取引ではないと整理する事例が見受けられる。本人確認業務を逃れるために新たなビジネスモデルを考えることは、</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、今回の改正では、収納代行の形式をとつつも、実質的には受取人が個人（消費者）である送金と認められるような行為について、為替取引に該当することを明確化していますが、資金決</p>

	AML/CFT の観点からも望ましくなく、為替業務としてまじめに規制を守っている銀行や資金移動業者との公平性も欠ける。コンビニ収納や口座振替、代金引換、エスクロー等既存のサービス全般に網をかけることは、有益ではないとしても、特に国境をまたぐ為替類似行為については、原則、特定業務/為替取引として位置付けるべきだと思われる。	済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為でなければ為替取引に該当しないことを意味するものではないことは、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおりです。
87	サクラサイト等の被害事案においては、収納代行業者と称して、サクラサイト運営会社等に、当該自称収納代行業者名義の銀行口座を使用させて、サイト利用代金や手数料等の名目で金員を振り込ませるといったケースが散見されるが、このような業者の行う取引は、為替取引として、資金移動業者として規制対象とすべきである。	
88	為替取引を受取人が個人である場合に限定する資金決済法第2条の2については、今後、改正の方向で検討すべきである。	
▼別紙様式関係		
89	資金移動業者府令別紙様式第1号の（第7面）及び第2号の（第8面）に「資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、保管場所を含む管理体制を記載すること」とあるが、もっぱらクラウド環境で業務を遂行する場合は、その旨及び必要な者のみがアクセス可能といった社内の管理体制を記載すれば足りるという理解でよいか。	クラウド環境で業務を遂行する場合は、クラウドサービス事業者が提示可能な国及び地域の記載が必要であると考えます。また、どのような者にアクセス権を付与しているかについての具体的な記載が必要であると考えます。
90	資金移動業者府令別紙様式第2号について、クラウド上に利用者情報を保管する場合、「保管場所」が何を指すのかが不明確である。物理的な場所ということであれば、バックアップサーバーの位置等明確にならない場合もあるので、クラウドサービスを利用する場合には、サービス提供事業者を記載することで足りるようにしていただきたい。	クラウドサービス事業者が提示可能な国及び地域の記載で足りるものと考えます。また、自ら保有するシステムであっても、同様に、国及び地域の記載で足りるものと考えます。 ただし、監督当局として把握する必要がある場合は、保管場所についてより詳細に確認させていただく可能性があります。
91	資金移動業者府令別紙様式第9号の2の（記載上の注意）2に関して、資金決済法第40条の2第1項及び資金移動業者府令第9条の2では、認可申請の主体は「資金移動業者」となっているが、	貴見のとおりと考えます。 第一種資金移動業の登録前に業務実施計画の認可を受けることはできませんが、登録申請と同時に認可申請を行うことは可能です。

	登録前の事業者も、例えば登録申請と同時に認可申請可能という理解でよいか。	
92	資金移動業者府令別紙様式第9号の3について、「クラウドサービス等を利用している場合、おおよその所在地までの記載で可」とあるが、国レベルの記載でも足りるか。また、自ら保有するシステムであっても、データセンターの所在地は守秘性の高い情報と考えるが、その場合もおおよその記載で可との理解でよいか。	クラウドサービス事業者が提示可能な国及び地域の記載で足りるものと考えます。また、自ら保有するシステムであっても、上記と同様、国及び地域の記載で足りるものと考えます。 ただし、監督当局として把握する必要が生じた場合は、保管場所についてより詳細に確認させていただく可能性があります。
93	資金移動業者府令別紙様式第9号の3の(別添2)4(6)の「資金移動の概要図」は、登録申請書の概要図とは異なるのか。同じものでよいか。	登録申請書(資金移動業者府令別紙様式第1号)の(第7面)(3)の「資金移動の概要図」については、記載上の注意にあるとおり、資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を簡潔に図示していただくことを想定していますが、ご指摘の業務実施計画(資金移動業者府令別紙様式第9号の3)の(別添2)4(6)の「資金移動の概要図」については、これに加えて、資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における「送金情報等の伝達」についても記載していただくことを想定しています。 なお、登録申請書の「資金移動の概要図」について、業務実施計画の「資金移動の概要図」と同様の内容を記載することを妨げるものではありません。
94	資金移動業者府令別紙様式第9号の3の(別添5)7(5)の「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」については、特定の期間を記載することが想定されているのか。その場合、事務ガイドライン(資金移動業者)で想定されている、それを超えて滞留してしまった場合の原因究明、報告義務は、どの程度を想定しているか。	例えば、テロ資金供与対策及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込等、為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した特定の期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載する必要があります。 なお、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅲ-1-1-2(2)の報告は、月次を想定しています。
95	資金移動業者府令別紙様式第11号から第14号までについて、「資金移動業の種別」を記載する欄があるが、資金決済法第58条の2による特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約、履行保証金信託契約の場合は何を記載すればよいか。	特例対象資金移動業の場合には、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に係る資金移動業者府令別紙様式第11号から第14号までの「資金移動業の種別」の記載については、当該特例対

		<p>象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載していただくこととなります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、明確化の観点から、資金移動業者府令別紙様式第 11 号から第 14 号までの（記載上の注意）に、特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載する旨を追加しました。</p>
96	<p>資金移動業者府令第 34 条において、「法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごとの収支の状況を記載した書面に分けて」とあるが、弊社では改正法で定められた種別サービス概念とは異なり、会計区分内にてサービスごとの内訳は計上していないため、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて各種別の収支額（「販売費・一般管理費」、「営業利益」、「所要必要資金」及び「借入調達」等）を計上することによいか。</p>	<p>別紙様式第 19 号の第 2 の 2 の「資金移動業の種別ごとの収支の状況」については、会計上、資金移動業の種別ごとの収支の状況を区分していない場合には、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて種別ごとの収支の状況を算出し、記載することで問題ありません。</p>
97	<p>資金移動業者府令別紙様式第 19 号では資金移動業の種別毎に借入調達や増資調達の記載を行うことになっているが、会社として借入れや増資を行うのであって、資金移動業の種別毎に借入額や増資額を記載することは困難であることから、記載項目から削除していただけないか。</p>	<p>資金移動業者府令別紙様式第 19 号の第 2 の 2 の「資金移動業の種別ごとの収支の状況」は、資金移動業の種別ごとの経営実態を踏まえて必要かつ適切な監督を行う観点から、資金移動業の種別ごとに計数を把握するためのものであることから、記載項目から削除すべきではないと考えます。</p> <p>なお、会計上、資金移動業の種別ごとの収支の状況を区分していない場合には、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて種別ごとの収支の状況を算出し、記載することで問題ありません。</p> <p>ただし、資金移動業全体として行う借入れや増資については、資金移動業の各種別の金額を個別かつ具体的に把握・算定する性質のものではなく、かつ、売上高の比率等で分配することは必ずしも合理的ではない場合があるため、その場合に限り、資金移動業のいずれの種別にも直接配分できない金額として、資金移動業者府令別紙様式第 19 号の第 2 の 1 の「資金移動業に係る収支の状況」の「調整額」の欄に、その内容等を記載していただくこととなります。これらを明確化するため、（記載上の注意）4 に例示を追加したほか、売上高の比率等の合理的な根拠に基づき配分</p>

		きなかった理由についても、併せて記載を求めることとしました。
▼附則関係（経過措置等）		
98	<p>現行の資金移動業者が行う手続として、改正法附則第7条第2項並びに本件府令附則第5条第1項及び第2項の規定により、資金決済法第38条第1項各号に掲げる事項を記載した書類並びに同条第2項に規定する書類のうち「資金移動業に関する社内規則等」、「利用者と為替取引を行う際に使用する契約書」及び「その他参考となる事項を記載した書面」を添付して、改正法の施行日から1月以内に財務局長等に提出が必要となるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
99	<p>改正法附則第7条第2項に規定する内閣府令で定める期間が1月となったことから（本件府令附則第5条第1項）、みなし登録第二種業者は、施行日から1月以内に資金決済法第38条第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項に規定する内閣府令で定める書類を提出しなければならないと考えられるが、施行日時点で、資金移動業の申請を実施しているがまだ登録を受けていない事業者は、登録を受けた時点でみなし登録第二種業者になると解されるため、そのような事業者は、施行日ではなく、登録を受けた時点から起算して1月以内に上記の各書類を提出する必要があるとの理解で相違ないか（改正法附則第7条第1項及び第2項並びに第8条）。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>ご指摘を踏まえ、改正法の施行後に登録を受けてみなし登録第二種業者となった者に係る提出期限が明確となるよう規定を修正しました。</p>
100	<p>「資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類」（改正法附則第7条第2項）とは登録申請書を指すと考えるが、登録申請書は改正資金決済法第38条第1項の規定に基づく様式であり、少なくとも資金移動業者府令別紙様式第1号及び第2号の（第1面）は改正法附則第7条第2項の規定に基づく書類としては使用できないのではないかと考える。今後、「資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類」の様式は示されるのか。示されるとしたらいつ頃示されるのか。示されない場合には、どのように対応すればよいのかご教示いただきたい。</p>	<p>改正法附則第7条第2項の規定は、改正後の資金決済法第38条第1項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を義務付けるものであるところ、記載すべき事項は改正後の別紙様式第1号及び第2号と同じであることから、改正法附則第7条第2項の規定による提出に対応した様式を別途定めることはいたしません。</p> <p>したがって、別紙様式第1号及び第2号をそのまま使用するのではなく、表題等を適宜修正した上で、これらに準じた書類及び所要の添付書類を提出いただくこととなります。</p>
101	<p>本件政令附則第4条、第5条、第6条及び第7</p>	<p>本件政令附則第4条から第7条までの規定は、</p>

	<p>条の規定によると、資金移動業の登録申請、業務実施計画の認可申請、改正法附則第7条第2項の書類の提出（みなし登録第二種業者の書類の提出）及び資金決済法第41条第1項の変更登録の申請は、施行日の前に提出することができる」とされている。</p> <p>事業者が施行日前に書類の提出等を円滑に進めることができるように、例えば、金融庁から改正法の施行に伴う政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等が公表された日から提出することができるとするなど、具体的な日時を金融庁ホームページ等で示していただけないか。</p>	<p>本件政令の公布日から施行されるため（本件政令附則第1条ただし書）、公布日以後、これらの規定による申請が可能となります。</p> <p>なお、改正法（資金決済法の改正部分）の施行日は令和3年5月1日としています。</p>
102	<p>決済・仲介 WG 報告には、「後者の指摘（前述の滞留規制が適用されることを前提としつつ、「高額」送金を取り扱う事業者を含め、資金移動業者による送金サービスは、銀行による送金サービスとは破綻時の履行の確実性等が異なるものであることが利用者に正確に理解され、利用者資金が全額保全される前提で利用されるのであれば、必ずしも銀行と同等の枠組みを整備する必要はない）の考え方を前提として所要の制度整備を図りつつ、その後の企業間決済における利用実態等を勘案し、必要に応じて追加的な規制の在り方を検討していくことが考えられる」とあり、第一種資金移動業について、特に利用実態を踏まえた追加的な規制の在り方の検討が明記されている。改正法附則第28条は、決済・仲介 WG 報告の当該記載も含意しているという理解でよいか。</p>	<p>改正法附則第28条の規定に基づく検討に当たっては、ご指摘の決済・仲介 WG 報告の内容も踏まえて検討を行っていくことが適当と考えます。</p>
103	<p>決済・仲介 WG 報告の内容をより実効的なものとするために、貴庁において、第一種資金移動業の利用実態及び利用者保護の観点で懸念される事象について定期的に公表する、又は一定期間後に開示するなど、追加的な規制の検討の要否が明確になるようにしてはいかがか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>改正後の資金決済法の施行状況については、頂いたご意見も参考に、資金移動業者の業務の実態を踏まえつつ、適切な検証のあり方を検討してまいります。</p>
	▼その他	
104	<p>資金移動業者が、利用者資金の滞留分としての未達債務の負担期日を極めて短くする（例えば、入金又は着金してから一定時間（ただし、社会一般的に十分とは言えないが、特定のユーザーの二一</p>	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、資金移動業者の利用規約の内容については、資金決済法のみならず、消費者契約法等の関係法令に照らし問題ないものとする必要が</p>

	ズをギリギリ満たす時間をいう。) 以内に為替取引を実行しなければバリュー・残高が消滅し、資金移動業者の退職金となる) ような資金移動業に関する利用規約を設けたとしても、かかる事実は資金移動業者府令第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の内容とする必要はないとの理解でよいか。また、このようなサービス内容とすることについて、法令は禁止していないとの理解でよいか。	あります。 また、どのような事項が資金移動業者府令第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる事項に該当するかについては、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえて判断されるべきものと考えます。
105	第一種資金移動業者が、顧客の重大ではない過失を含むいかなる事由によって滞留資金が発生した場合においても、直ちに当該滞留資金を没収し、当該第一種資金移動業者の退職金とするような利用規約を設けることは可能であるとの理解でよいか。また、このような措置を講じることにより、事務ガイドライン(資金移動業者)上の厳格な滞留規制等を履行していると評価することはできるか。	ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、資金移動業者の利用規約の内容については、資金決済法のみならず、消費者契約法等の関係法令に照らし問題ないものとする必要があります。 また、第一種資金移動業に係る規制を遵守しているかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
106	10 年間未達債務の残高が動かない場合にはその債務がなくなるとする資金移動業者も多く見られる。これらの資金についても、資金移動業者の利益とするのではなく、休眠預金同様に活用する方を検討してはいかがか。また、貴庁として、未達債務が消滅した金額がどの程度あるのか調査したことはあるか。	貴重なご意見として承ります。 なお、資金移動業者において消滅した未達債務の金額について、金融庁として調査を行ったことはありません。
107	資金移動業者のために為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う営業を行う者が、取締役等又は従業者に当該営業に関し法令に違反する行為又は当該営業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為(ただし、資金移動業に関し法令に違反しない行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来さない行為(例えば、顧客から預かった高額現金を代理業者が紛失したものの、当該代理業者がかかる現金を補填し、結果として利用者の為替取引に影響のなかった場合など。)を除く。)があったことを知った場合においても、財務局長等への届出は不要であるとの理解でよいか。また、当該資金移動業者においても、かかる行為の発生についての財務局長等への届出は不要であるとの理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、資金移動業者府令第 39 条の規定は、資金移動業者に対し、その取締役等又は従業者に法令に違反する行為があった場合等に届出を求めるものであり、資金移動業者のために為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う営業をする者に適用されるものではありません。 なお、資金移動業者からの委託を受けて当該営業が行われる場合には、資金移動業者は、当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じる必要があります(資金決済法第 50 条)。
108	資金移動業者のために為替取引を内容とする	資金移動業者のために為替取引を内容とする

	<p>契約の締結の代理又は媒介を行う営業を行うに当たり、監督当局の許可などの行政処分は不要であるとの理解でよいか。そうであるとする、銀行のために為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う営業を行うに当たり、銀行代理業の許可が必要であることとの規制のイコールフットィングの観点から、為替取引に関する銀行代理業規制はあまりに重すぎる（銀行代理業の許可を得るためには、専用の執務室の設置や業務に関する十分な知識を有する者の配置、兼業業務の審査などを経る必要である一方で、資金移動業の代理を行うに当たってはそのような規制が一切ない。）と評価されるべきではないか。</p>	<p>契約の締結の代理又は媒介を行う営業について、許可等を受けることを求める法令上の規定はありませんが、資金移動業者からの委託を受けて当該営業が行われる場合には、資金移動業者は、当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じる必要があります（資金決済法第 50 条）。</p> <p>なお、銀行代理業に係る規制については、その機能やリスクを踏まえ、利用者保護等の観点から必要な規制が課されているところです。</p>
109	<p>銀行が資金移動業者の営む資金移動業を承継した場合において、当該資金移動業者のために為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う営業を行う者がいた場合、かかる者は当該為替取引にかかる銀行代理業の許可を得て銀行代理業委託契約を当該銀行と締結するまでの間は、その営業を休止しなければならないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の「承継した場合」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、銀行のために「為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」を行う営業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ営むことはできません。</p>
110	<p>銀行等が資金移動業者の営む資金移動業を承継した場合において、そこにある未達債務は預金保険制度や貯金保険制度に基づき全額保護されるという理解でよいか。ペイオフの対象になる場合ならない場合を含め、それらの場合の適用条文についてもご教示いただきたい。</p>	<p>ご指摘の「承継した場合」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、法令の適用関係については、実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>
●前払式支払手段に係る制度整備		
▼変更の届出等		
111	<p>改正後の資金決済法において、前払式支払手段発行者に対しても委託先に対する指導が規定され（資金決済法第 21 条の 2）、自家型の発行届出書の提出又は第三者型の登録申請書の申請の際には、届出書又は登録申請書に委託先の商号、住所及び委託業務の内容を記載することとされている（資金決済法第 5 条第 1 項第 9 号及び第 8 条第 1 項第 8 号）とともに、添付書類として、委託に係る契約の契約書が追加されている（前払式支払手段府令第 11 条第 3 号及び第 16 条第 12 号）。変更届出書を提出する場合も同様である（前払式</p>	<p>いずれも貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>支払手段府令第12条第1項第5号及び第20条第1項第5号)。これまでは、届出書又は登録申請書に係る別紙様式に業務委託状況(商号、業務委託内容)を記載する欄があったが、業務委託先の住所欄はなく、委託契約書の添付も必要なかった。これに関し、</p> <p>①改正法は施行日から適用されるものと考えられることから、前払式支払手段発行者が施行日前に業務委託している全ての先について、改正法が施行された時点で発行届出書及び登録申請書の「業務委託状況」について、住所を記載したものに差し替える必要はないほか、当該業務委託契約先全先の委託契約書の添付も必要ないという理解でよいか。</p> <p>②改正法施行日前に業務委託している先については、改正法施行日以後に業務委託内容、名称又は住所に変更があった場合には変更届出書の届出を行い、当該委託契約書の添付は、施行日以降に業務委託契約の変更があった場合のみ添付すればよいとの理解でよいか。</p> <p>③改正法施行日以降に新たに業務委託をした場合には、業務委託内容、名称及び住所を記載した変更届出及び当該委託先との契約書を添付する必要があるとの理解でよいか。</p> <p>④「当該委託に係る契約書」とされているが、提出するものは契約書原本ではなく写しという理解でよいか。</p>	
112	<p>業務委託先に係る変更届出に関し、既に届出済又は登録済の発行者で、既に業務委託を行っている発行者について、改正法の施行後、どのタイミングで業務委託に係る変更届出等の手続を行う必要があるかは明らかではない。</p> <p>委託契約については、記載すべき内容等が事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)でも明記されており、場合によっては相手方と協議の上で契約のまき直しが必要となるため、本改正が行われた場合に、変更届出書をいつまでに提出すべきかご教示いただきたい。</p>	<p>改正法(資金決済法の改正部分)の施行前に届出を行っている自家型前払式支払手段発行者又は登録を受けている第三者型前払式支払手段発行者については、施行後、一律に変更届出等の提出は求められておらず、届出書又は登録申請書に記載した事項のうち、改正後の法令に基づき記載が求められる事項について変更があったときに、資金決済法第5条第3項又は第11条第1項の規定による変更届出が必要となります。</p>
113	<p>前払式支払手段の発行の業務の委託先は、コンビニエンスストアなど多数に及ぶ場合も想定さ</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>れるが、当該委託契約の内容が雛形化されており、当該雛形を用いて委託契約を締結する委託先に関しては、添付書類として提出する委託契約書は、当該契約書の雛形又は多数の委託先の中の1社の委託契約書の写しを代表例として添付することでも問題ないか。</p>	
114	<p>業務委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所に変更があった場合、当該業務委託に係る契約書を添付して変更届出書を提出することになるようだが、例えば業務委託先の本店移転に伴い住所が変更となる場合などは、その都度契約書をまき直すことは通常ないことから、このような場合に契約書を添付させる意味はないのではないか。</p>	<p>委託先の住所等に変更があったとしても、委託契約書に変更がない場合には、当該委託契約書は「変更があった事項に係る」書類に該当せず、これを添付書類として提出することは求められていないものと考えます（前払式支払手段府令第12条第1項第5号及び第20条第1項第5号）。</p>
115	<p>第三者型発行者の登録申請書の記載事項である主要株主について、議決権保有割合の基準が「百分の五以上」から「百分の十以上」に改正されているところ（前払式支払手段府令第15条第1号）、既存登録済みの事業者も変更届が必要ということか。</p> <p>また、かかる改正により、ある株主が、現行法の下では主要株主に該当しているが、改正法の下では主要株主に該当しないというケース（議決権保有割合が5%以上10%未満のケース）も想定される。本改正が行われた場合、このようなケースにおいては、登録申請書の記載事項の変更があるものとして変更届出を行う必要があるか、変更届出を行う必要がある場合、変更届出書をいつまでに提出すべきかご教示いただきたい。</p>	<p>改正法（資金決済法の改正部分）の施行前に登録を受けている第三者型前払式支払手段発行者については、施行後、一律に変更届出等の提出は求められておらず、登録申請書に記載した事項のうち、改正後の法令に基づき記載が求められる事項について変更があったときに、資金決済法第11条第1項の規定による変更届出が必要となります。</p> <p>したがって、例えば、登録申請書に改正後の「主要株主」に該当しない者を主要株主として記載していた第三者型前払式支払手段発行者は、その主要株主として記載した者が改正後の「主要株主」に該当することとなったとき又は改正後の「主要株主」に該当する者に変更があったときに、当該届出が必要となります。</p>
116	<p>届出書及び登録申請書の添付書類に登記事項証明書があるが、令和2年10月26日から提出不要になっている。添付書類から削除しないのか。</p>	<p>令和2年12月23日付で公表しているとおり、法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている申請等については、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、同年10月26日より、申請者による登記事項証明書の添付を不要としているものです。</p> <p>登記事項証明書が、法令に基づき添付を求めべき書類であることには変わりありませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>▼利用者に対する情報の提供（前払式支払手段府令第23条の2）</p>		
117	<p>施行日以降前払式支払手段を発行する場合に</p>	<p>事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ</p>

	<p>は、「書面の交付その他の適切な方法」(前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項柱書)により、同項第 1 号から第 3 号に掲げる情報を利用者へ提供しなければならないとされている。「書面の交付その他の適切な方法」とは、前払式支払手段の発行の際に、同項各号について、例えば、①書面に記載し交付する方法、②発行者のホームページに記載し情報提供する方法等は認められるか。</p>	<p>－ 2－ 1－ 1 ③に記載しているとおり、利用者の正確な理解を妨げない範囲で、実務を踏まえた合理的な方法により、漏れなく前払式支払手段の利用者に提供することが求められます。その前提が確保されるのであれば、ご指摘のような方法も認められるものと考えます。</p>
118	<p>「書面の交付その他の適切な方法」(前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項柱書)とは、インターネットを通じた取引の場合には、例えばホームページ上に常に掲載されていることで足り、取引ごとに内容を理解した上で画面上のボタンをクリックすること等までは求めない趣旨か。</p>	
119	<p>前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項について、発行者によっては数十種類の前払式支払手段を発行している場合があるが、例えば発行者のホームページで情報提供する場合には、前払式支払手段の種類ごとに情報提供するのではなく、発行する全ての前払式支払手段について一括して記載することも認められるか。</p>	
120	<p>前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項について、記載する内容の範囲・方法が不明である。他の情報提供事項については「資金決済法に基づく表示」などと銘打って、一か所にまとめて記載するのが現在では一般的な方法だが、これらと同じ所にまとめて記載することで差し支えないのか。</p>	
121	<p>前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項について、利用者資金の保全方法及び無権限取引への対応方針は利用規約内に記載する方法でもよいか。</p>	<p>事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ－ 2－ 1－ 1 ③に記載しているとおり、利用者の正確な理解を妨げない範囲で、実務を踏まえた合理的な方法により、漏れなく前払式支払手段の利用者に提供することが求められます。その前提が確保されるのであれば、特定の方法を否定するものではありませんが、ご指摘の利用規約に記載する方法については、特に利用規約の内容が多岐にわたっているような場合には、利用者の正確な理解を妨げるものとならないか、利用者の目線に立って、よく検討する必要があるものと考えます。</p>
122	<p>前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項について、記載する内容の範囲・方法が不明である。例えば、利用規約の中に該当する条項を置くことで問題がないか。利用規約の存する旨は、法令上、必ず情報提供される前提があるので、顧客は利用規約を見れば、補償条項にたどり着けると考える。</p>	
123	<p>「法第十四条第一項の規定の趣旨」(前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項第 1 号)とは具体</p>	<p>利用者に対し、例えば、法令上は、基準日における未使用残高の 2 分の 1 以上の額の保全が求</p>

	<p>的にどのような内容を想定しているか。発行保証金制度の制度趣旨を記載せよとの趣旨か。</p>	<p>められており、必ずしも全額保全が図られているわけではないこと等、発行保証金の保全に関する制度の概要について情報提供することが考えられます。いずれにせよ、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－１－１③に記載しているとおり、利用者の正確な理解を妨げない範囲で、実務を踏まえた合理的な方法により、必要な情報が漏れなく利用者に提供されることが重要と考えます。</p>
124	<p>「その他の対応に関する方針」（前払式支払手段府令第 23 条の 2 第 1 項第 3 号）とは、どのようなことを想定すればよいか。</p>	<p>例えば、不正利用が行われた場合の相談態勢等が考えられます。</p>
125	<p>紙型商品券の発行者において、商品券の保有者の氏名等の情報を一切取得しない場合においては、商品券の券面の以下の記載が無権限取引の対応方針に該当するという理解でよいか。</p> <p>「本券の盗難・紛失または滅失などに関しましては、当社は一切その責を負いません。管理には十分ご注意ください。」</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
126	<p>他者の社員証と一体型の前払式支払手段を発行している場合、前払式支払手段発行者としては社員証の個人情報を一切共有していないことから、紛失や盗難をした場合の対応として当社は責任を負わない旨を記載している。</p> <p>無権限取引が行われた場合、必ず補償を行わなければならないという趣旨ではなく、行わないのであれば、行わない旨を情報提供すればよいという理解でよいか。</p>	
127	<p>前払式支払手段府令第 23 条の 2 において、前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、書面の交付その他の適切な方法により、利用者保護措置に関する情報（利用者資金の保全方法及び無権限取引に対する対応方針）を提供する必要があるが、本件府令附則第 3 条の規定では、前払式支払手段府令第 23 条の 2 の規定は、施行日以後発行する前払式支払手段（施行日以後に加算が行われる加算型前払式支払手段を含む。）について適用するとされていることから、施行前に発行を停止し回収業務のみを行っている前払式支払手段については、前払式支払手段府令</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	第 23 条の 2 の規定は適用されず、上記事項に関する情報提供を要さないという理解でよいか。	
128	この情報提供義務の適用開始はいつからか。既に市中に流通している、現行の情報提供事項が載った券面を回収する必要があるか。	前払式支払手段府令第 23 条の 2 の規定は、施行日以後発行する前払式支払手段について適用されますので（本件府令附則第 3 条）、発行済みの前払式支払手段の券面を回収し、情報提供事項を追記することは求められていません。
	▼発行者が提供する仕組みの中で未使用残高の移転が可能な前払式支払手段を発行する場合に当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置（前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 1 号）	
129	未使用残高の上限設定や移転状況の監視（モニタリング）として取るべき具体的な対応は、事業者の判断に委ねられているという認識で問題ないか。当該認識に問題がある場合、上限設定並びに移転状況の監視について、当規制に対する実効性ある対応をお示しいただきたい。	貴見のとおりと考えます。
130	前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 1 号に規定する前払式支払手段は、発行者が保有者から指図を受けて第三者に未使用残高の全部又は一部を移転することができるものとされているが、利用者が第三者に前払式支払手段の番号等をメールや SNS で送付することで当該第三者が支払手段として利用できるものは、これに該当しないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
131	「未使用残高の全部又は一部を・・・当該保有者から他の利用者に移転することができるもの」とは、未使用のまま前払式支払手段である電子マネー等を移動できるものであって、使用（原因取引の決済で利用）しなければ前払式支払手段を移転できないものについては、使用後に前払式支払手段の取得者が再利用できる電子マネーであっても含まれないということによいか。 また、「移転することができるもの」とは、前払式支払手段発行者が、個々の前払式支払手段の移転の原因取引である売買契約等について知り得ない地位にあることから、当該発行者が、利用規約等で未使用のままでの前払式支払手段の移転を禁じていれば、仮に、仮想の売買契約を通じて、未使用のまま前払式支払手段が移転されたとしても、「移転することができるもの」に該当しない	ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、利用規約の内容等の形式にかかわらず、発行者が提供する仕組みの中で未使用残高を移転することができる前払式支払手段であれば、前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 1 号に規定する前払式支払手段に該当するものと考えます。

	という理解でよいか。	
132	<p>当社の匿名式の前払式支払手段においては、あるユーザーAが持っている2つの前払式支払手段「B」と「C」とで残高をまとめる機能があるが、こういった場合も含まれるか。</p> <p>匿名式であるため、この機能を利用すれば、ユーザーDが持っている「B'」をユーザーEが持っている「C'」に送ることは実質的には可能である。これは「その所有者の指図を受けて、その未使用残高の全部又は一部を前払式支払手段発行者が・・・当該所有者から他の利用者に移転することができる」に当てはまるのか、それとも事業者として異なる2者間での残高の移転を予定していなければ、実際には移転が可能であっても当てはまらないのか、解釈が知りたい。</p>	
	▼損失補償方針を利用者以外の者に周知するための適切な措置（前払式支払手段府令第23条の3第2号）	
133	<p>前払式支払手段府令第23条の3第2号は、昨秋に通信会社の前払式支払手段で発生した、銀行の残高が不正に引き出される事件を受けて追加された条文だと考えるが、適用範囲が広すぎないか。まず、ストレートに本条文を読むと、発行業者が善意無過失の場合でも適用されるように読める。善意無過失でも補償するとなると、その理論的な根拠は何なのか。また、例えばクレジットカードで残高のチャージが可能である前払式支払手段の場合、発行業者はクレジットカードの加盟店に該当しており割賦販売法の規制が適用されるし、不正に利用があった場合の被害者はクレジットカード会社の規約に従って保護を受けられる。本条も適用されるならば二重の保護となりうる。他の法律の規制があるなど、保護が充分な場合にまで、本条の規制を行う必要はないのではないか。</p>	<p>前払式支払手段府令第23条の3第2号は、損失の補償その他の対応に関する方針を周知するための適切な措置を講じることを求めるものであり、前払式支払手段発行者に損失の補償を義務付けるものではありません。</p> <p>なお、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、利用者以外の者にも損失が発生するおそれがあるような場合には、予め補償の方針等を周知しておくことは、業務の適切な運営を確保する観点から必要な対応であると認識しております。</p> <p>また、前払式支払手段発行者に係る自主規制機関である一般社団法人日本資金決済業協会が令和3年1月28日に制定した「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン（前払式支払手段）」においても、銀行の預金者に不利益が生じることのないよう予め提携銀行等との間で預金者保護を最優先とした補償の方針を合意しておく必要があることや、補償の方針について提携銀行等と協力の上周知する必要があることが明記されているものと承知しております。</p>
	▼発行保証金保全契約の内容（前払式支払手段府令第30条の2）	
134	発行保証金保全契約の契約内容について、改正	発行保証金保全契約については、改正法（資金

	<p>後の事項を契約内容としない場合は、発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないのか。また、内容変更に当たり、6月ごとの継続契約で行っている場合の契約書のまき直しは、改正法施行後に初めて到来する基準日報告時に行うことになるのか。</p>	<p>決済法の改正部分)の施行日以後は、契約の内容となるべき事項が変更されますので、施行日までに、契約の相手方と、改正後の法令の規定に則した対応を行うことについて合意しておく必要があるものと考えます。</p> <p>なお、こうした合意を含め、発行保証金保全契約の内容の変更に係る契約書又は変更をした旨を証する書面については、施行日後に最初に到来する基準日に係る資金決済法第23条第1項の報告書の添付書類となります(前払式支払手段府令第47条第2項第4号)。</p>
<p>▼払戻しが認められる場合(前払式支払手段府令第42条)</p>		
135	<p>前払式支払手段府令第42条第1項第4号が新設されているが、これまでも利用者から意思に反する利用がなされた可能性がある等の申出があった場合、実際に不正アクセスによるものか否かの原因究明を待たずに、早期解決の観点から、少額の払戻しとして、同項第1号や第2号の範囲内で払戻しを行っていた。同項第4号が新設されたのは、こうした少額の範囲に収まらない大規模な払戻しを行う場合に、金融庁長官の承認を受けることが必要としたものであり、不正アクセスの可能性のあるなどの申出に対して、同項第1号から第3号までの他の事由を満たすのであれば、当該他の事由に基づき払戻しを行うことは引き続き可能という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
136	<p>無権限取引による払戻しの際に金融庁長官の承認を求めることで、迅速な被害の回復の妨げとなるのではないかと。前払式支払手段府令第42条第1項第2号の少額の場合や、同項第3号のやむを得ない事情として無権限取引や詐欺等の被害回復を定めた場合であっても、金融庁長官の承認を受けなければ返金できないということか。</p>	<p>前払式支払手段府令第42条第1項第4号は、前払式支払手段の払戻しが認められる場合についての規定であり、不正利用による被害者への補償について金融庁長官の事前承認を求めるものではありません。また、同項第2号及び第3号に掲げる場合における払戻しに金融庁長官の事前承認は不要です。</p>
137	<p>前払式支払手段府令第23条の2及び第23条の3で規定される事象が発生した場合の補償対応時の手続を記していると理解したが、金融庁長官の事前の承認を受けた後でないと補償できないのでは、迅速な被害回復ができないのではないかと。迅速に補償を行い、事後報告を義務付けるのではダメなのか。</p>	

138	「利有者（の意思に反して）」（前払式支払手段府令第42条第1項第4号）は「利用者」又は「保有者」の誤記ではないか。	ご指摘を踏まえ、「利用者」に修正しました。
▼その他		
139	前払式支払手段のアカウント開設の際には、本人確認等（本人確認資料の取得や、少なくともSMSによる確認（電話番号情報の取得）等）を義務化すべきである。	貴重なご意見として承ります。 なお、今回の改正では、発行者が提供する仕組みの中で未使用残高の移転が可能な前払式支払手段については、用途が限定され、現金化ができないといった特性や、利用者利便に与える影響にも留意しつつ、発行者に対し、当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置を講じることを求めることとしたところですが、更なる対応の必要性の有無については、こうした新たな規制の施行状況等を踏まえながら検討していくべきものと認識しております。
140	サーバ型やICカード型の前払式支払手段については、紙の商品券等とは性格が大きく異なっている。今般、第三種資金移動業という区分ができたことから統合して、サーバ型やICカード型の前払式支払手段の発行者に対しても、犯罪収益移転業者としての本人確認を求めるべきであると考え。 現金の払出しを行う場合は、資金移動業の登録が必要になり、サーバ型の前払式支払手段発行者は、資金移動業の兼営をしている場合も多いようである。利用者から見ても同様なサービスで、この資金は払出しができるが、この資金はこの用途には使えませんというのはいわゆるわかりにくいと思われる。同一サービス、同一規制の観点から統合することが望ましい。	

●事務ガイドライン関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●事務ガイドライン（資金移動業者関係）		
▼法第2条の2について（為替取引に該当する行為） 事務ガイドライン（資金移動業者）I-2		
1	「同条に定める行為に該当しない行為及び同条に定める行為には該当するが内閣府令に定める要件に該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものではなく・・・」とあるが、この記載からすると、資金決済法第2条の2は、いわゆる創設規定なのか、それとも確認規定なのか、貴庁のお考えを伺いたい。それに応じて、次の点もご教示願いたい。 ①創設規定と考える場合：創設規定と考える場合、資金移動業者府令第1条の2に列挙されたものは資金決済法第2条の2がなければ為替取引	資金決済法第2条の2の規定は、いわゆる確認規定であると考えます。 なお、同条の規定は、収納代行の形式をとりつつも、実質的には受取人が個人（消費者）である送金と認められるような行為は為替取引に該当することを明確化する観点から、少なくとも、同条に規定する行為であって、資金移動業者府令第1条の2に規定する要件を満たすものは、為替取引に該当することを確認するものであり、当該要件を満たさない行為に係るこれまでの法令の適用関係に影響を与えるものではないと考えます。

	<p>には該当しないということになるため、資金移動業者府令第1条の2第1号ないし第3号に掲げるものであって、法人を受取人とする収納代行については、今後法又は府令の改正がない限りは為替取引とはならないということになるが、その理解でよいか。</p> <p>②確認規定と考える場合：確認規定と考える場合、資金移動業者府令第1条の2に列挙されたものは、従前から「為替取引」に該当するものであり、今回の改正はそれを明確化したということになる。その場合、受取人が法人か個人かで「為替取引」への該当性が異なることに論理的な理由がなく、理屈として破綻しているように思われる。そのため、確認規定と考えることはできないのではないか。</p>	
2	<p>「今後新たなビジネスモデルが登場する可能性等もあることから、同条に定める行為に該当しない行為及び同条に定める行為には該当するが内閣府令に定める要件に該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するのではなく・・・」とあるが、資金決済法第2条の2に定める行為に該当しない行為及び同条に定める行為には該当するが内閣府令に定める要件に該当しないものについては、少なくとも現時点においては為替取引に該当しないとの理解でよいか。</p> <p>その理解による場合、現時点では、受取人が法人の収納代行は全て為替取引から外れるため、債務者の二重弁済リスクがあるものであっても為替取引には該当しないということになるがそれでよいか。そうでない場合、上記のガイドラインの記載は不明確であるため、再考願いたい。</p>	<p>資金決済法第2条の2の規定は、収納代行の形式をとりつつも、実質的には受取人が個人（消費者）である送金と認められるような行為は為替取引に該当することを明確化する観点から、少なくとも、同条に規定する行為であって、資金移動業者府令第1条の2に規定する要件を満たすものは、為替取引に該当することを確認するものであり、当該要件を満たさない行為に係るこれまでの法令の適用関係に影響を与えるものではないと考えます。</p> <p>したがって、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2に記載しているとおり、事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することになります。</p>
3	<p>資金移動業者府令第1条の2の要件に該当しないものについては、将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことまで意味するものではないとしているが、そうだとすると、少なくとも現時点では為替取引に該当しないとの理解でよいか。それを前提に、資金移動業者府令第1条の2各号のいずれにも該当しなければ受取人が個人であっても為替取引に該当しないのであるから、</p>	

	<p>同様の行為で受取人が法人の場合については、なおのこと為替取引に該当しないとの理解でよいか。</p> <p>そうだとすると、法人間の不動産取引のエスクローを収納代行方式で行うことについても、資金移動業者府令第1条の2第3号イ及びロで想定されている形式のエスクローであれば、現時点では為替取引に該当しないということになるが、そのような理解でよいか。</p>	
4	<p>規制当局は、資金決済法第2条の2及び資金移動業者府令第1条の2に基づく為替取引への該当性について照会等があった場合には、同各条に規定する要件に照らして判断するものとしつつ、これらの規定は、あくまでも当該要件に該当するサービスが「為替取引に該当することを確認するもの」であるとし、「今後新たなビジネスモデルが登場する可能性等もある」ことから、資金決済法第2条の2に定める行為に該当しない行為及び同条に定める行為には該当するが改正後資金移動業者府令第1条の2に定める要件に該当しないものが「将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものではなく、事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する」としている。しかし、現時点での立法事実に基づき、資金決済法第2条の2及び資金移動業者府令第1条の2の規定が置かれているのであるから、将来新たなビジネスモデルが登場し、規制の必要が生じた時点で資金移動業者府令第1条の2の規定を改正すべきであり、上記のような記載は、法令の適用可能性を曖昧にし、事業者の予測可能性を著しく削ぐこととなることから、削除すべきである。</p>	
<p>▼取引時確認等の措置</p> <p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－１－２</p>		
5	<p>「外国人の顧客の在留期限に応じたリスク評価を実施しているか」とあるが、各顧客の在留期限を確認することが想定されているのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
6	<p>「在留期限に応じたリスク評価」について、これも「特に、海外送金を行う事業者」に要請され</p>	<p>「在留期限に応じたリスク評価」については、「海外送金を行う事業者」に限って要請されるも</p>

	<p>るものように読めるが、その理解でよいか。リスク評価の前提として在留期限の把握が必要だとすれば、現時点で多くの銀行も対応できていないものと思われるし、対応するためには相当のシステム開発コストがかかることが想定される。何をどのようにするべきか、例示をあげていただく等について検討してほしい。</p>	<p>のではありません。在留期間の定めのある外国人の場合を含め、将来口座の取引の終了が見込まれる場合には、当該口座が売却され、金融犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずる必要があり、在留期限の定めのある外国人顧客の在留期限の確認は必要であると考えます。</p>
7	<p>特に、海外送金を行う事業者においては、取引に係る国・地域ごとのリスクを十分に評価しているか、外国人顧客の在留期限に応じたリスク評価を実施しているか、マネロンガイドラインにおいて、リスクの特定・評価・低減措置を講ずることとされているが、事務ガイドライン（資金移動業者）に新設された背景をご教示いただきたい。</p>	<p>資金移動業者について特に重要と思われる内容を事務ガイドライン（資金移動業者）において明確化したものです。</p>
8	<p>「顧客受入れ方針」とは、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-1-2-1（1）⑤の利用者受入方針と同じものを指しているとの理解でよいか。また、「顧客管理・・・に関する具体的な手法」とは、同⑦の利用者管理方法と同じものを指しているとの理解でよいか。</p>	<p>基本的にはそのような理解で差し支えありませんが、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-1-2-1（1）⑦のマニュアルの作成や従業員への周知が必要となる利用者管理方法は、顧客受入れ方針のみならず、広く顧客管理に係る規程等（例えば、取引時確認規程、マニュアル等）も含むものと考えます。</p>
9	<p>制裁リスト等の照合は「顧客のスクリーニング」方法の一つの例示であり、国外送金を伴わない電子マネーサービス等にとどまる場合には、必ずしも制裁リスト等の照合が求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>金融機関等は、顧客及びその実質的所有者の氏名と関係当局による制裁リスト等を照合するなど、国内外の制裁に係る法規制の遵守その他必要な措置を講じることが求められています（マネロンガイドラインⅡ-2（3）（ii）対応が求められる事項④）。</p>
10	<p>海外送金を行わない事業者も、OFAC リストのみならず各国の制裁対象者リストを確認すること、しかも更新の都度再スクリーニングすることを要求される趣旨か。既存顧客が多い事業者の場合、頻繁に更新される OFAC リストの更新に合わせて再スクリーニングを行うことは困難である場合も想定されるし、規模や業務の内容等に応じてリスクベースで実施を求めるような記載とするべきではないか。また、世界中の国々の制裁対象者リストをウォッチすることは不可能であり、「関係各国による制裁リスト等」の記載については、「主要な制裁リスト等」としていただくのが妥当と考える。</p>	
▼利用者に対する情報の提供		

事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－２－１－１（３）		
11	<p>資金移動業者府令第 29 条の 2 第 5 号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、「Ⅱ－２－６を踏まえたものとなっているか」とあるが、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－６は、連携サービスの利用者など、資金移動サービスと直接の契約関係にない被害者に対する補償も想定しており（資金移動業者府令第 31 条第 4 号）、資金移動サービスの利用者（直接契約関係のある利用者）に対する補償とは法的整理や対応が異なることから、別々に定める必要があると考えるがどうか（例えば、利用者に対する補償方針は、利用規約の内容を示すことが想定されるが、利用者以外の者には当該規約は適用されない）。</p>	<p>補償等の方針の具体的な策定方法は各資金移動業者において適切に判断されるべきものと考えますが、利用者を対象とするものか、利用者以外の者を対象とするものかが明確に分かるようになっていることが重要と考えます。</p>
12	<p>資金移動業者府令第 29 条の 2 各号の情報提供につき、既存顧客に対してはメール等にて通知しかつアプリ内のリンクからいつでも内容を確認できるという方法が許容されると解してよいか。</p>	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－２－１－１（１）①に記載しているとおりに、取引形態に応じた説明態勢を整備することが求められます。その前提が確保されるのであれば、ご指摘のような方法も認められるものと考えます。</p>
13	<p>利用者に対する説明や情報提供を行う際の態勢に関し、既に登録済みのユーザーに対する情報提供の方法については、WEB サイトやアプリ内に「お知らせ」を掲出する、あるいは個別にメールを送る等で足りるか。</p>	
<p>▼為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－２－１－１（５）</p>		
14	<p>「為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられている」こと自体が出資法の預り金規制に抵触するおそれがあるのであって、「利用者資金残高に利息を付す」行為はあくまでもその一例であるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。 ご指摘を踏まえ、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－２－１－１（５）（注）の記載を「利用者資金残高に利息を付す場合などについては」に修正しました。 なお、送金と無関係に資金を預かったり、送金口座と称して長期間金銭を預かり利息を付すなど、その実態によっては実質的に出資法上の「預り金」に該当する場合も考えられる旨は、資金決済法制定時にも示されている考え方であり、資金移動業者はこうした資金を保有することがないように、適正に業務を遂行することが求められます。</p>

15	<p>(注)において、「利用者資金残高に利息を付す場合については、為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられていると考えられ」とあるが、「利息」には、資金のみならず前払式支払手段やボーナスを含むか。</p>	<p>前払式支払手段は対価を得て発行されるものであることから、前払式支払手段を付与する事例についてはその詳細が必ずしも明らかではありませんが、利用者資金残高に利息に相当するようなポイント等の経済的なインセンティブを付与することは、資金移動業者府令第30条の2の規定との関係で、為替取引に用いられる見込みがない資金を受け入れることになりかねないほか、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅱ-2-2-1-1(5)(注)に記載しているとおり、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあるものと考えます。</p>
16	<p>利用者資金残高に利息を付す場合について記載があるが、同様に利用者残高に応じてポイントを付す行為や利用者資金の残高に応じて懸賞の対象にする行為も為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みと認められるため、出資法の預り金規制に抵触する可能性が高いと考えておいた方がよいか。</p>	
17	<p>第二種資金移動業者が、営業推進のために営業キャンペーンを行い、当選者に対して金銭(例:千円)を交付することを検討している。この際に、当選金を当選者の預り勘定にクレジットすることも検討しているところ、このクレジット(次回送金に際して加算して利用できる)については、「顧客からの」預り金(滞留資金)となるか確認したい。</p>	<p>資金移動業者が利用者のアカウントに交付する資金も、利用者からの受入資金と同様の取扱いとなるものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の「営業キャンペーン」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、送金と無関係に資金を預かったり、送金用口座と称して長期間金銭を預かり利息を付すなど、その実態によっては実質的に出資法上の「預り金」に該当する場合も考えられる旨は、資金決済法制定時にも示されている考え方であり、資金移動業者はこうした資金を保有することがないよう、適正に業務を遂行することが求められます。</p>
18	<p>「当該方法が迅速性や利用者利便の観点から妥当といえるか」とあるが、返還が遅延したり、利用者利便を損ねるようなものとして想定されている返還方法があるのであれば、ご教示いただきたい。</p>	<p>例えば、遠隔地に所在する利用者に対し、窓口での返還のみを求めるような場合等を想定しています。</p>
19	<p>「定めた方法に従い返還等を行うため、必要な情報を予め利用者から入手するための態勢」とは、振込口座などのキャッシュアウト先の登録の他に想定している措置等はあるか。</p>	<p>例えば、利用者の連絡先(電話番号、メールアドレス等)を確認すること等が考えられます。</p>
20	<p>第二種資金移動業者で、残高の上限設定をしておき、システムによって100万超えの残高をユーザーが保有できない場合でも、100万円を超える部分についての返還方法を定める必要があるのか。そもそも発生しないケースについての対応であり体系的に処理する必要がないこと、および</p>	<p>資金移動業者府令第30条の2第2項の規定は、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあるとの従前から示されていた考え方を踏まえ、その種別にかかわらず、資金移動業の適正な遂行を確保する観点から新設</p>

	<p>出資法の預り金規制に抵触するようなケースが発生した際には個別に当該利用者とコミュニケーションを取ることが予想され、その際に返還方法を協議のうえ確定することが可能であることから、返還方法を定める必要はないと考える。</p>	<p>したものです。したがって、従前からの考え方を踏まえ、資金移動業を適正に遂行している資金移動業者であれば、この規定により何らかの追加的な対応が必要となるものではないと考えます。</p> <p>なお、利用者資金の返還については、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅳ－１－１（注１）に記載しているとおり、払出し先として、予め利用者の銀行口座を登録するなどの対応を図っておくことが適当と考えます。</p>
<p>▼利用者から受け入れた資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－２－１－１（６）</p>		
21	<p>なお書きに関して、受入資金について「貸付以外の用途であれば自由に活用して良いというわけではなく」とあるが、受入資金の一部を短期の運転資金に利用すること（例えば、売掛金の入金予定日が１週間後であるが、その前に資金移動業者自身の従業員に対する給与支払日が到来する場合において、受入資金の一部を当該給与支払に充てること）までは禁じられていないという理解でよいか。</p>	<p>「貸付け又は手形の割引」に該当しないものであれば、資金移動業者府令第 30 条の 3 の規定の適用を受けるものではありませんが、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－２－１－１（６）に記載しているとおり、資金移動業者には、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、利用者から受け入れた資金について、貸付以外の用途であれば自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に毀損することがないように管理する必要があります。</p>
22	<p>履行保証金保全契約を締結している場合、顧客から受け入れた資金を貸付に回すことにより信用創造を行わないようにするための措置を講じることが求められている。顧客資金は当社名義の銀行口座にて管理されているが、その顧客資金を海外親会社にグループ内貸付・預金等の形式で移転することも禁じられているという理解でよいか。また、なお書きの記載条件を満たしていれば、顧客資金により親会社に対してのサービス提供対価の支払や、当社経費の支払等に使用することは認められるか。</p>	
23	<p>「利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に棄損することがないように管理する必要があることに留意する。」という点は、履行保証金保全契約を利用する場合についての留意事項と解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
24	<p>グループ企業等における CMS（キャッシュマネジメントサービス）での資金管理を行うような場合も規制の対象と位置付けられるのか。</p>	<p>ご指摘の「グループ企業等における CMS（キャッシュマネジメントサービス）」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、資金管理の方法が貸</p>

		付け又は手形の割引に該当する場合には、資金移動業者府令第 30 条の 3 の規定の適用を受けるものと考えます。
▼個人情報管理 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-3-1（2）		
25	④の記載内容は、現行の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」等には含まれておらず、現在個人情報保護委員会からパブリックコメントに付されている令和 2 年改正個人情報保護法にかかる「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」の内容に沿う内容となっている。この内容はいわば、令和 2 年改正個人情報保護法の内容を先取りするものとなっているが、資金移動業者についてのみ先取りして適用する合理性はないと思われるため、適用については改正個人情報保護法の施行と平仄を合わせていただきたい（事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅷ-2-1（2）⑤ホについても同旨）。	資金移動業者の業務がグローバル化していく中、外国にある第三者への業務委託や業務提携を行う場合にも個人情報の適切な管理を行うことが資金移動業の業務の適切性の観点から重要であるため、事務ガイドライン（資金移動業者）に記載したものです。 なお、事務ガイドライン（資金移動業者）の記載は、令和 2 年改正個人情報保護法の施行を前提とするものではありません。「個人情報保護法第 24 条において、個人データについて外国にある第三者への提供が制限されていることを踏まえ」との記載については、誤解を与える可能性があることから削除いたします。
26	「当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について確認を行った上で」との個所について、連携先事業者が金融機関である場合等、海外法令の報告を受けて対応することも十分合理的と思われるが、このような海外事業者とも連携して確認することも許容される理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
▼システムリスク管理態勢 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-3-1-1（2）		
27	資金移動業での統合された複数のサービスの一部としてとあるが、具体的にはどのようなイメージのサービスのことか。	例えば、1 つのスマホアプリの中に複数のサービスがあり、そのうちの 1 つに資金移動業がある場合を想定しています。このように様々なサービスを統合して提供する際には、サービス全体を踏まえたシステムリスク管理が求められるものと考えます。
▼コンティンジェンシープラン 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-3-1-1（9）		
28	コンティンジェンシープランに基づく外部委託先との合同訓練について、「システムの連携先等」が明示され、かつ、「望ましい」ではなく、「実施しているか」となっている。システムの連	全ての連携先との合同訓練を同一日に実施する必要はなく、各連携先と個別に訓練を実施することでも問題ないと考えます。

	携先が仮に銀行口座の連携やAPI 接続先などを想定しているとすると、合同訓練を行うことは実務上のハードルが高いように思われるが、具体例があるか。	
	金融機関、クレジットカード会社を含む、システムの直接連携する全ての連携先との訓練を実施することを求めているものであり、間接連携（連携先の連携先）は含まないと解してよいか。	貴見のとおりと考えます。
▼不正取引に対する補償 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－６－１		
29	<p>「為替取引に係る業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合とは、例えば・・・資金移動業の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合」とあるが、銀行口座連携の場合以外で想定されるのは、どのような場合か。クレジットカードと連携している場合も含まれるとすると、クレジットカードを保有する者全員が対象になりかねず、もともとクレジットカードの仕組みで不正利用の防止が図られていることを踏まえると過剰な対応と思われる。</p> <p>このように、「資金移動業の利用者以外に損害が発生するおそれのある場合」という文言からは、無限に範囲が広がってしまうので、銀行口座連携を想定しているのであれば、その場面に限定した記載としていただけないか。</p>	<p>例えば、連携する銀行口座の預金者のほか、ご指摘のような連携するクレジットカードの名義人も考えられます。</p> <p>資金移動業の利用者ではない者が被害者となる場合も想定されるため、当該資金移動業者の補償方針を「不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者」も容易に知り得る状態におくことが必要と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
30	②イ「損失が発生するおそれのある具体的な場面毎」という部分について、網羅的に記載することができないため全体の損害補償有無との内容にしていきたい。	<p>「損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容」等については、利用者等の保護の観点から、利用者等がその内容を正確に理解でき、利用者等の保護に欠けることがないような粒度で記載することが必要と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、損失が発生するおそれのある具体的な場面を細分化せず、包括的に補償の有無、内容及び補償要件の内容を記載することを否定するものではありません。</p>
▼業務実施計画 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ－１		

31	<p>決済・仲介 WG 報告は第一種資金移動業者に対して「高額送金に係る事業の具体的な内容や収支計画、当該事業を適正かつ確実に遂行するための体制整備の状況等を追加的に確認」することを求めている。この点、どの種別の資金移動業であっても、事業開始後三事業年度における資金移動業の種別ごとの収支見込みの提出が義務付けられているが（資金移動業者府令第6条第10号）、第一種資金移動業の収支計画における「追加的な確認」については具体的にどのような確認を想定されているか。</p>	<p>収支計画については、いずれの種別の資金移動業についても、登録（又は変更登録）審査時に「競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方針が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているか」（事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅷ-2-1（2）④ハ）等を確認します。</p> <p>今回の改正で新設する第一種資金移動業の業務実施計画の認可に係る審査においては、第一種資金移動業は高額送金が可能であること等を踏まえ、予定する具体的なビジネスモデルや送金上限額等を踏まえ、収支計画が妥当かどうかを追加的に確認します。</p>
<p>▼厳格な滞留規制等 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1</p>		
<p>▽厳格な滞留規制 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ-1-1-1（1）</p>		
32	<p>顧客が200円、500円といった少額を多めに当社口座に入金するケースがある。</p> <p>過剰入金や少額の送金キャンセル資金は返金対象金として管理し、累計金額が10,000円に達した時点で自動的に顧客にメールで通知し、まとめて返金処理を行うという運用を考えているが、問題のない範囲か。</p>	<p>第一種資金移動業については、①具体的な為替取引の指図を伴わない利用者資金の受入れ、②「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超える利用者資金の滞留を認めない厳格な滞留規制が課されています。当該規制は、資金の金額の多寡にかかわらず一律に課されますので、ご指摘のような少額の資金であっても、具体的な為替取引の指図を伴わない資金（過剰額）の受入れを行うことはできず、過剰入金や送金キャンセルが発生した場合には、為替取引ごとに、過剰額等を利用者に速やかに返金する必要があると考えます。</p>
33	<p>土日夜間など事前に当社口座に送金資金を入金し、Webフォームからの送金申込みを行うケースがある。</p> <p>第一種資金移動業の厳格な滞留規制への対応は、資金移動業者が送金額、送金日、送金先を明確に確認するまでは送金資金の入金をさせないための何らかの措置を講じる必要があるという解釈でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
34	<p>土日夜間など事前に当社口座に送金資金を入金し、Webフォームからの送金申込みを行うケースがある。</p>	<p>第一種資金移動業においては、具体的な為替取引の指図（①移動する資金の額、②資金を移動する日、③資金の移動先に係る具体的な指図）を伴</p>

	<p>また、営業時間内においても送金申込と資金の入金が前後する場合があります、「合理的期間（例えば、入金から具体的指図の確認完了までの時間を最大 48 時間とする。）を設定し、この期間を超えた場合は顧客に返金する。」という運用でよいか。</p>	<p>わない利用者資金を受け入れることができないことから、利用者資金を受け入れる時点において、①から③までの全てが明確に指定されている為替取引の指図を受け付けている必要があると考えます。そのため、ご指摘の「入金から具体的指図の確認完了までの合理的期間」の設定は適当ではなく、具体的な為替取引の指図を受け付ける前に利用者資金の入金があった場合は資金決済法第 51 条の 2 第 1 項に違反することとなります。</p> <p>なお、仮にこのような入金があった場合は、利用者に速やかに返金する必要があると考えます。</p>
35	<p>「その際に完了予定日から逆算した入金予定日を伝達し、入金予定日までは資金を受け入れないこと」とあるが、資金移動業者が利用者に対して入金予定日を指定して伝達したにもかかわらず、利用者が入金予定日より早く当該資金移動業者に入金してしまうことはありうる。このような場合については、資金移動業者による入金予定日の指定が適切であれば、入金予定日前に入金があったとしても問題はないとの理解でよいか。利用者が入金予定日より 1 日も早く入金した場合には、資金移動業者は一旦返金した上で、再度入金予定日に入金することを促さなければならないとすると負担が過大であるため、そのような取扱いは避けていただきたい。</p>	<p>第一種資金移動業を営む資金移動業者は、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えて為替取引に関する債務を負担することができないことから、利用者資金について入金予定日前の受入れを防止する措置を講じる必要があり、当該入金予定日より前に利用者資金の入金があった場合は資金決済法第 51 条の 2 第 2 項に違反することとなります</p> <p>なお、仮に資金移動業者が当該措置を講じてもなお入金予定日前に利用者資金の入金があった場合には、入金予定日までの期間の長短にかかわらず、利用者に速やかに返金する必要があると考えます。</p>
36	<p>（注 4）について、この趣旨は、ここに挙げられている 2 つのサービスは滞留制限規制に抵触すると考えられるため、基本的に第一種資金移動業ではサービス提供できないということを明確化したものと考えてよいか。</p>	<p>（注 4）に記載したサービスは、具体的な為替取引の指図を伴っていたとしても、一般に、利用者による ATM での資金の引出し、送金人から証書の送付を受けた受取人の資金の受取り等の行為により、為替取引が完了すると考えます。</p> <p>そのため、資金決済法第 51 条の 2 第 2 項（「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超える利用者資金の滞留を認めない厳格な滞留規制）に違反する可能性があることから、留意点として記載しています。当該規制を遵守した上で、当該サービスを提供することが可能であれば、必ずしも一律に禁止されるものではないと考えます。</p>
37	<p>具体的な為替取引の指図がある場合、（注 4）との関係で合理的な期間内であれば、送金予約と</p>	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断さ</p>

	<p>して先に資金を受け入れることができるものと理解してよいか。</p>	<p>れるべきものと考えますが、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」とは、例えば、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込等、為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間をいい、当該期間を超えて為替取引に関する債務を負担することはできません。</p>
38	<p>「通常、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて第一種資金移動業者が為替取引に関する債務を負担することになると考えられるため」とあるが、このように考えている理由としては、送金の完了が専ら利用者側の事情（例えば、ATMの引出のタイミング、マネーオーダーの移転、払戻のタイミング等）に委ねられ、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に送金が完了するとは限らないからの理解でよいか。</p> <p>例えば、ATMの引出しやマネーオーダーの払戻期限が「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に限定されていれば（例えば、ATMの引出期限・払戻期限が合理的期間内に制限されている。）、このような送金方法が一律排除されるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>前段については、貴見のとおりです。</p> <p>後段については、ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込等、為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間内に、確実に為替取引が完了することが確保されるのであれば、ご指摘の送金方法が一律に禁止されるものではないと考えます。</p>
39	<p>「受取人が資金を受け取る場合には、・・・受取人の銀行等の預金口座に直接資金を入金するなど」とされているが、第一種資金移動業や第二種資金移動業のアカウントへの入金認められないのか。なお、当然それぞれの滞留規制を遵守するものとする。</p>	<p>「受取人の銀行等の預金口座」への入金以外の入金方法を否定するものではありませんが、第一種資金移動業を営む資金移動業者は、資金決済法第51条の2第1項により、具体的な為替取引の指図（①移動する資金の額、②資金を移動する日、③資金の移動先に係る具体的な指図）の内容が明らかではない為替取引に関する債務の負担が禁止されることから、利用者が送金資金を受け取る形で当該資金移動業者内に開設した第一種資金移動業のアカウントに入金する場合においても、受取人たる利用者に対し、入金予定の資金について具体的な為替取引の指図の内容を確認する必要があると考えます。</p> <p>また、第二種資金移動業のアカウントに入金する場合においては、資金移動業者府令第30条の2第1項により、利用者1人当たりの受入額が</p>

		100万円を超えている場合は、利用者資金が為替取引に関するものであるかを確認する必要があります。
40	<p>「受取人が資金を受け取る場合には、受取人が予め登録した受取人の銀行等の預金口座に直接資金を入金するなど、受取人の資金について為替取引の完了に向けて無用な滞留が生じない措置を講じているか。」との記載について、</p> <p>①（１）資金移動業者が送金人（顧客）から依頼を受けて受取人の銀行等に送金することを想定しているのか、それとも（２）海外からの送金について受取人（顧客）の銀行等の口座に送金することを想定しているのか。</p> <p>②銀行等となっているのは、銀行だけでなくモバイルワレットやプリペイドカード等のアカウントも想定しているということでしょうか。</p> <p>③「無用な滞留が生じない」措置が講じられていれば、銀行口座に直接振り込むのではなく、例えば、１日分の送金をまとめて銀行等に振り込む等の対応でも問題ないという認識でしょうか。</p>	<p>①については、事務ガイドライン（資金移動業者）の当該記載は、他の利用者から資金を受け取る場面での留意点を記載したものです。第一種資金移動業を営む資金移動業者は、具体的な為替取引の指図を伴わない利用者資金の受入れができず、受け入れた利用者資金は「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えて滞留することができない、厳格な滞留規制が課されています。当該規制を遵守しない限りは、他の利用者から資金を受け取る場合であっても、利用者が第一種資金移動業を営む資金移動業者内に開設したアカウント等に資金を滞留することはできません。</p> <p>②については、「銀行等の預金口座」は例であり、資金移動業者内に開設したアカウントへの入金等、「銀行等の預金口座」への入金以外に入金方法を一概に否定するものではありません。なお、「銀行等」については、資金決済法第２条第１７項に規定しています。</p> <p>③については、ご指摘の例の詳細が必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
41	無用な滞留が生じている場合は、資金決済法第51条の２第２項に違反することになるとの理解でしょうか。	ご指摘の「無用な滞留が生じている場合」の詳細が必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えて為替取引に関する債務を負担するのであれば、資金決済法第51条の２第２項に違反することになると考えます。
42	資金の滞留について、「第一種資金移動業者の責めに帰ることができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される事由が生じた場合の対処方針を策定することが求められているが、どのようなものを想定しているのか。	第一種資金移動業を営む資金移動業者は、業務内容に照らして、「資金移動業者の責めに帰ることができない事由により資金を移動することができない場合」として想定されるものがある場合、その事由を特定し、当該事由が生じた場合の対処方針（考え得る解消方法、社内フロー等）を予め策定しておく必要があります。

		例えば、利用者から指定された資金の移動先に関する情報に誤りがある場合に、直ちに利用者へ確認を行うことができるよう、緊急時の利用者への連絡方法や社内での連絡体制を定めておくこと等が考えられます。
43	(注5)における例示について、資金の移動に関し確認事項がある場合(例えば送金額と入金額が異なる場合)、送金人が送金をキャンセルした場合も該当の事象に含まれると解してよいか。	ご指摘の事例については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に、送金額と入金額の相違を確認する場合や送金人が送金をキャンセルした場合は、「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」に該当するものと考えます。
44	戦争、天災、感染症による都市閉鎖等不可抗力についても、一定程度の可能性で生じることがあるものと認識をしており、このような場合も「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」に含まれると解してよいか。	貴見のとおりと考えます。
▽問題認識時 事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅲ-1-1-2(1)		
45	事業者の責めに帰す事由なく送金の着金が遅延した場合において、資金は決済のためにコルレス先の事業者へ支払済みのため、当該コルレス先自身は、分別管理等で資産保全をしていたとしても、日本法における供託等の対応を行うことはできないことはありうる。その場合において、当該報告書を提出することによって、必ずしも法令違反にならないよう、取扱いをお願いしたい。 当該事業者の責めに帰す事由でないケースとしては、コルレス先のシステム障害等、当社としても対策を考える場合だけではなく、当該国の銀行ネットワーク等の障害や天災、戦争、感染症等の対策を打つことが難しい不測の事態も想定されるためである。	ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、未達債務は、コルレス先に資金が到達した時点では消滅せず、原則として、受取人の銀行口座に着金する等、受取人が現実に資金を受け取る時点まで消滅しません(事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅱ-2-2-2-1④(注3))。
▽事務処理に必要な期間の超過時 事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅲ-1-1-2(2)		
46	第一種資金移動業者が「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えて債務を負担した場合、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅲ-1-1-1(1)⑤に関する原因の検証結果	月次での報告を想定しています。

	について定期的に当局宛の報告を求めるとされているが、どの程度の頻度での報告が求められることとなるのか。	
▼システムリスク管理態勢 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ－１－３－１（１）		
47	「専門性を持った第三者（外部機関）等による」とあるが、内部に専門性を有する者がおり、監査態勢が整備されていれば必ずしも外部監査を要するものではないと理解している。事業者が外部監査を求められていると誤解しないように念のため確認させていただきたい。	「専門性を持った第三者（外部機関）等」とあるように、内部に「専門性を持った第三者（外部機関）」と同等の専門性を持った者がいる場合には、必ずしも外部機関による監査又は評価を要するものではありません。
48	「システムリスク管理態勢について、専門性を持った第三者（外部機関）等による知見を取り入れた監査又は評価を実施しているか」（事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ－１－３－１（１）②）や、「サイバーセキュリティについて、専門性を持った第三者（外部機関）等によるネットワークへの侵入検査、脆弱性診断等を実施し、セキュリティ水準に対する客観的な評価を受けているか」（同（２）①）について、これらは社内監査やリスク評価において、第三者による監査やリスク評価策定ではなくても、社内専門性知識を十分に持った者による社内監査や社内リスク評価策定を行い、課題への対策を実施していることでよい、という理解でよいか。	
49	外国にシステム部門、監査部門を有する事業者については、国内に担当役員等はいないが、どのようにすべきか。	担当役員等が国内にいることを必ずしも求めはいたませんが、そのような場合でも有事の対応を含め、業務を適切に遂行できる態勢を構築する必要があります。
▼セキュリティ対策 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ－１－３－１（２）		
50	「１日及び１回の為替取引の上限額を利用者側で設定可能とする機能」について、システム上の対応だけでなく、送金時に都度、窓口での受付で設定することでもよいか。	利用者による送金を窓口で受け付ける場合、利用者側による為替取引の上限額設定機能は、システム上の対応だけでなく、窓口での受付で設定することで問題ないと考えます。 なお、窓口での受付においては、利用者の本人確認の実施に当たり、なりすましを防ぐ観点等から厳格な確認を行うことにご留意ください。
▼システムの安定稼働		

事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ－１－３－１（３）		
51	①の「システム障害等の影響を極小化するためのシステムの仕組みとして、実効的なバックアップシステム等を構築しているか」と、②の「重要なデータの整合性及び完全性を毀損しないために、バックアップを取得する仕組みを構築しているか」は、異なる着眼点が記載されているのか。	①は業務継続のための代替手段を指しているものであり、②は重要なデータの保護・保管を目的としたものです。①と②はそれぞれ異なる着眼点を記載しています。
▼為替取引の上限額 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ－１－５		
52	「為替取引の上限額に応じたリスク管理態勢」とあるが、システムリスク（Ⅲ－１－３）及びAML/CFT リスク（Ⅲ－１－４）のほかに想定しているリスクはどういったものか。	例えば、資金移動業者の破綻や為替取引に関する事故等により、為替取引が確実に履行されないリスクを想定しています。
▼為替取引に関する事故が発生した場合等の対応方針 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅲ－１－６		
53	「必要な送金資金に不足が生じたこと」に基づく「為替取引に関する事故」は、典型的にはどのような場面を想定すればよいか（社内規程等の策定に際し、参考にできればという趣旨である）。	例えば、資金移動業者がコルレス先や業務委託先に対し、事前に送金用資金を入金し、当該資金を利用して送金を行っている場合において、為替取引の依頼が集中したことにより、入金した送金用資金に不足が生じ、為替取引の履行が確保できないような場面が考えられます。
▼滞留規制 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅳ－１		
54	<p>預かり金額が100万円を超えている場合に取るべき具体的な対応は、第1項（確認措置）、第2項（当該資金を保有しないための措置）共に事業者の判断に委ねられているという認識で問題ないか。</p> <p>事業者の判断に委ねられていない場合、利用者の受け入れ時に提示する利用約款において当該改正内容を踏まえた記述がなされていれば問題ないか。</p> <p>上記のいずれも問題がある場合、当規制に対する実行性ある対処をお示しいただきたい。</p>	<p>資金移動業者府令第30条の2第1項に規定する体制は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、特定の対応を求める画一的な規制ではありません。</p> <p>また、同条第2項の規定は、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあるとの従前から示されていた考え方を踏まえ、その種別にかかわらず、資金移動業の適正な遂行を確保する観点から新設したものです。したがって、従前からの考え方を踏まえ、資金移動業を適正に遂行している資金移動業者であれば、この規定により何らかの追加的な対応が必要となるものではないと考えます。</p> <p>なお、ご指摘のように、「利用約款」にこれらの規定の内容を踏まえた記述があることのみを</p>

		もって、実効性のある体制整備や資金移動業の適正な遂行が図られているとは認められないと考えます。
55	為替取引に用いられる蓋然性の確認に当たり、利用者ごとに、取引実績に加え、例えば提供するサービス仕様やサービスにおける平均的な利用者の態様なども総合的に考慮した上で確認することが許容されると解してよいか。	ご指摘の「提供するサービス仕様やサービスにおける平均的な利用者の態様」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、それらから①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を把握して総合考慮できるのであれば、それらを勘案することも許容されるものと考えます。
56	送金に利用するための滞留が一律に禁止されることはなく、「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないことがない」と認められるものを保有しないための措置」として、例えば、資金使途の目的の確認等により、送金目的がないことが明確と判断された場合に、適宜の方法で返金等することが求められると解してよいか。	貴見のとおりと考えます。
57	利用者の資金が100万円を超えたら都度確認することまでを求めているものではなく、利用状況や資金移動業者のビジネスモデルに応じて適時適切に確認が行われる態勢整備が求められているということによいか。	貴見のとおりと考えます。
58	在日外国人の中には、銀行口座を持っていないケースも増えると予想されるが、為替レート等を見ながら本国に送るタイミングを計っており、国籍・年齢等の条件にもよるが、帰国直前に送る傾向がある。このため、ある程度の資金が滞留することが予想されるが、例えば為替取引との関連性を確認するなどして、帰国直前に送金することが明らかな場合またはその蓋然性が高いと判断された場合、利用者への払出しの要請等は不要と解してよいか。	個別事例ごとに実態を踏まえて実質的に判断されるべきものと考えますが、為替取引に用いられる蓋然性が高いと判断される資金の払出しを求めるものではありません。
59	日本在住の外国人の中には、銀行口座を保有していない者もいる。 当該外国人から、帰国時に母国に送金するために資金移動業者の口座に資金を預けているとの申告を受けている場合、当該外国人の在留期間を管理する前提であれば、帰国時まで資金を受け入れていても問題ないと考えてよいか。	ご指摘の「申告」を事前に利用者から受ける対応を否定するものではありませんが、そもそも資金移動業者は、為替取引に用いられる資金でなければ受け入れることはできず、為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。

		<p>なお、資金移動業者府令第 30 条の 2 第 1 項に規定する体制は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、特定の対応の有無により問題の有無が決まる画一的な規制ではありません。いずれにせよ、第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者 1 人当たりの受入額が 100 万円を超えている場合に、①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮して、利用者資金と為替取引との関連性を判断することが重要と考えます。</p> <p>また、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の観点から、在留期間の定めのある外国人については、当該外国人の口座が売却され、金融犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、在留期限の管理を含むリスク低減措置を適切に実施する必要があると考えます。</p>
60	<p>当社（第二種資金移動業を想定）顧客が資金を利用できるのは、送金・デビットカード決済・ATM引き出しといった為替取引のためのみであり、それ以外の用途で当社にチャージすることは考えにくい。そのため、顧客がチャージを行う度に為替取引との関連性を確認するのではなく、事前に包括的に為替取引目的のみでの資金受け入れであるということの同意を顧客から得ておくことも認められるか。もちろん、その後資金が長期間滞留していることを探知・防止するなど、適切な滞留防止措置を講じるという前提である。</p>	<p>ご指摘の「同意」を事前に利用者から得る対応を否定するものではありませんが、そもそも資金移動業者は、為替取引に用いられる資金でなければ受け入れることはできず、為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。</p> <p>なお、資金移動業者府令第 30 条の 2 第 1 項に規定する体制は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、特定の対応の有無により問題の有無が決まる画一的な規制ではありません。いずれにせよ、第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者 1 人当たりの受入額が 100 万円を超えている場合に、①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮して、利用者資金と為替取引との関連性を判断することが重要と考えます。</p>
61	<p>「利用者資金が為替取引に関するものであるかを確認」する方法として、例えば特定の支払目的のウォレットを作った場合、当該ウォレットに入れたものは「為替取引に用いられる蓋然性が高い」と判断してもよいか。また、利用者からの情</p>	<p>ご指摘の「特定の支払目的のウォレット」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、当該ウォレットへの入金後に利用実績がない場合もあると考えられることから、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうか</p>

	<p>報提供に誤りがあったことによって関連性判断を正確に行えなかった場合には、資金移動業者の責任は問われないと解してよいか。</p>	<p>を確認する必要性がなくなるものではないと考えます。</p> <p>なお、資金移動業者府令第 30 条の 2 第 1 項の規定は、あくまで資金移動業者に体制整備義務を課すものであり、例えば、ご指摘のように利用者から正確な情報提供がなかったために、結果として正確な判断を行うことができなかったものがあったとしても、実効性のある体制が整備されているのであれば、同項の規定に違反するものではないと考えます。</p>
62	<p>デビットカードでの使用のためにチャージされた資金については、為替取引に用いられる資金ということで受け入れ可能という理解でよいか（当社では、ウォレットにて受け入れた資金は、送金だけではなくデビットカードとしての使用も可能である）。</p>	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、チャージ後に利用実績がない場合もあると考えられることから、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認する必要性がなくなるものではないと考えます。</p>
63	<p>「総合考慮」における具体的な確認方法、判断基準、対応方法について規定した社内規則等の妥当性や運用状況、為替取引と関連性が認められなかった場合に業者が講じた措置等について実効性のあるモニタリングが行われるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>資金移動業者は、具体的な確認方法等について、自身の提供するサービス内容等を踏まえ、社内規則等を定めるなど、適切な管理態勢を構築することが求められます。監督当局はこうした資金移動業者の管理態勢が実効性のあるものとなっているかモニタリングを実施してまいります。</p>
64	<p>第二種資金移動業者において、利用者 1 人当たりの受入金額が 100 万円以下の場合には、為替取引に用いられるものではないかを当該資金移動事業者が積極的に確認する必要はないということでしょうか。</p>	<p>第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者 1 人当たりの受入額が 100 万円を超えている場合に、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制整備義務が課されることとなります。</p> <p>他方で、利用者 1 人当たりの受入額が 100 万円以下である場合には、こうした体制整備義務は課されませんが、利用者から受け入れた資金の金額の多寡にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。</p>
65	<p>当社（第二種資金移動業）においては基本的には受領した金額から送金手数料を控除したあとの金額は全額送金しているものの、下記の理由により稀に預り金（滞留）が発生することがある。</p>	<p>第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者 1 人当たりの受入額が 100 万円を超えている場合に、利用者から受け入れた資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制整備義務が課されることとなります。</p>

- ・送金手数料にも満たない少額の入金・振込が当社銀行口座にあり、送金人に連絡が取れない（取れなくなった）ケース
- ・振込があったものの当社顧客からのものではなく、当社に送金指示もないため、振込人に連絡が取れず、返還が困難となっているケース
- ・送金の際に相手国の法令（送金上限額）または日中の為替レート変動により送金額の減額を余儀なくされ、本来の送金希望額との差が預り金として残るケース（送金依頼人は差額を認識しており、「次回送金時に残金を加算する」としていたものの、その後しばらくして連絡がつかなくなったケース）
- ・送金を行った後、数か月を経ても受取人が受領しないため先方金融機関より返金されたが、送金人と連絡が取れず返還できなくなったケース

事務ガイドライン（資金移動業者）によれば、金額が100万円を超えない分については、適宜社内規則等により適切な取扱いをすることとし、具体的な確認方法、判断基準、対応方法を定めることとしているが、そもそも連絡が取れなくなってしまった顧客については、事実上、当社における追加の対応方法はなく顧客からの連絡を待つ以外ない。このような当社に瑕疵のないケースは、今回の滞留規制の対象となるものか確認をお願いしたい（当社はこれらの資金は適切に管理しているものの、顧客側の理由により返金できないことによって改正後の事務ガイドライン（資金移動業者）に抵触するものではないことの確認をお願いしたい）。

また、連絡が取れる顧客については、「各社の（裁量により）策定する独自の基準により資金の返還を行う、又は資金を預かったままにする」という理解でよいか。送金者が近い将来必ず送金すると表明した場合、（第一種資金移動業とは異なり）まだ送り先、送金日、送金額が特定されていない場合においても、100万円を超えない範囲においては資金を預かることは可能という理解でよいか。

他方で、利用者1人当たりの受入額が100万円以下である場合には、こうした体制整備義務は課されませんが、利用者から受け入れた資金の金額の多寡にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。

なお、利用者と連絡が取れない場合には、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の観点から、リスク評価を見直すと共に、事業者において当該顧客の事情等を勘案した上で、規約等に沿って取引の制限や解約等のリスク低減策を慎重に検討することが重要と考えます。

66	<p>(注2)の「為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置」は何を意味するのか。利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合、利用者資金が為替取引に関するものであるかを確認することによいか。「為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置」は、資金移動業者府令第30条の2の見出しとして使われていたり、同条第2項の文言として使われていたりするため、多義的であり大変わかりにくい。</p>	<p>貴見のとおり、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅳ-1-1(注2)は、資金移動業者府令第30条の2第1項の規定による体制整備に関する留意事項を記載したものです。</p>
67	<p>払出しの方法等、資金を保有しないための措置としてどのような対応を行うかは、各社の判断や各社の業務運営方法によってさまざまであり、記載の内容はあくまでも例示であること、事業者の判断で方法等を選択できると解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
68	<p>「利用者に払出しを要請し」でいう「払出し」は、銀行口座への出金だけではなく、決済での利用や送金等も含むか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
69	<p>「その他の当該資金を保有しないための措置」とは、ユーザーの事前同意のうえ、第二種資金移動業のアカウントに滞留している残高を前払式支払手段に変更することでもよいか。</p>	<p>ご指摘の事例も「当該資金を保有しないための措置」に該当し得るものと考えますが、資金移動業の利用者にとっては、前払式支払手段の購入後は、換金が不可となり、事業者に対する利用者資金の保全義務が全額から半額になるといった不利益が生じるものと考えられるため、利用者の保護及び資金移動業の適正な遂行を確保する観点から、利用者からの明確な意思表示を受けて行うことが適当と考えます。</p>
70	<p>長期滞留の疑いありとして顧客に払戻しする場合、払戻し先(銀行口座情報など)を再三問い合わせたにも関わらず、顧客より応答がなく払戻しができないような場合も想定される。そのような場合には、やりとりの経緯等を適切に保存しておけば、止むを得ず払戻し不可能として、受入資金をそのまま当社ウォレットに置いておくということでもよいか。</p>	<p>事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅳ-1-1(注1)に記載しているとおり、払出し先として、予め利用者の銀行口座を登録するなどの対応を図っておくことが適当と考えます。</p> <p>なお、利用者と連絡が取れない場合には、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の観点から、リスク評価を見直すとともに、事業者において当該顧客の事情等を勘案した上で、規約等に沿って取引の制限や解約等のリスク低減策を慎重に検討することが重要と考えます。</p>
71	<p>顧客から受け入れた外貨について、海外送金に使われないまま滞留してしまった場合、資金の引</p>	<p>払戻しにより生じる費用等については、利用者保護の観点から、利用者が不測の不利益を被るこ</p>

	出しを要請したり返金したりすることになるが、その場合円に転換した後で返金すると為替差損を顧客が被る可能性がある。そうした場合、顧客にその可能性を指摘しておけば、為替差損を補填することなく円での返金を行っても問題ないか。外貨の返金は外貨のまま行う必要があるか。	とがないように、利用規約等に明記しておくなどの対応を図ることが適当と考えます。
72	長期滞留の疑いありとして顧客に払戻しする場合、払戻しに当たっての手数料を顧客にチャージすることは認められるか（手数料を顧客に負担させることは顧客に対して不利益を与えることになる一方、事前に規約等で明示しておけば、不要な滞留資金を受け入れる必要がなくなると思われる）。	
73	制裁対象者・疑わしい取引の調査対象者として口座凍結を行っている場合、然るべき期間は当社で資金を留保することとなるが、これは滞留規制の趣旨には反しないということによいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘のような事例については、基本的には、滞留規制の趣旨には反しないものと考えます。
74	滞留防止措置などについては、当社内でシステム対応が必要であり、完了まで時間がかかることも想定される。新法令・ガイドライン施行後、必要な態勢整備までに一定の猶予期間を設ける予定はあるか。	ご指摘のような猶予期間はありませぬので、改正法（資金決済法の改正部分）の施行日以降は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえて必要な体制が整備されている必要があります。
75	当初は「外国人労働者」への給与の支払方法として議論されてきた、「給与振込先」としての資金移動業者としての目的はどうなったのか。われわれ資金移動業者は、日本で銀行口座が開設できない外国人労働者や銀行口座にアクセスのない方に、資金決済手段を提供したいのである。そのような社会的意義のあるサービスを提供することが、今回の「滞留規制」の導入によって、封じられてしまうことになる。例えば、給与口座であれば、残高が100万円を超えてくる給与の方もいるであろう。残高が多いからと、100万円を超えたら払い出されてしまうようなサービスは果たして利用者の保護になるのか。 また、今回の改正では滞留したら返還する銀行口座等が必要とされているが、そもそも払い出せるような銀行口座がないから、資金移動業者のサービスのニーズが高まっているのである。「滞留させない」こと、そしてそのために「銀行口座が	資金移動業者府令第30条の2第1項の規定による体制整備義務は、一部の資金移動業者において資金決済法制定時の想定範囲を超えて利用者の資金が滞留しているとの指摘があったことを踏まえ、利用者保護等の観点から新設したものです。他方で、この体制は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、特定のビジネスモデルを禁止するような画一的な規制とはなっていないものと認識しております。 なお、資金移動業者の口座への賃金支払については、厚生労働省の労働政策審議会労働条件分科会において、労使双方のご意見を踏まえつつ、検討が行われているものと承知しております。

	<p>必須」と解釈できるような今回の改正は、本当にユーザーの利便性を考えているのか。我々は、給与口座として、銀行口座がない方にこそ使っていたようなサービスを届けたいのである。</p> <p>海外では、EMI としてライセンスを受けた事業者が、残高が保有できて資金を移動できるようなサービスを提供している。その発展を見るにユーザーの利便性が高まるから需要が伸びているのである。日本においてこの時点で EMI の成長発達を阻害するような改正を行うのは、国際競争力を下げることにはならないのではないか。我々は、新しい技術を利用して、金融のツールがない方へサービスを提供することが社会的意義のあることだと信じている。ユーザーのために便利なサービスを開発し、海外でも展開していきたいところであるところ、今回の改正により海外の EMI と遜色ないサービスはとうてい行えないようになってしまうと、ますます海外のプレーヤーから遅れをとることになる。</p> <p>今一度、「滞留規制」を導入することが、本当に世の中のためになるのかを考察していただきたい。</p>	
76	<p>FATF から出ている、GUIDANCE FOR A RISK-BASED APPROACH TO PREPAID CARDS MOBILEPAYMENTS AND INTERNET-BASED PAYMENT SERVICES においては、アカウントを保有し残高を管理するサービスが想定されている。AML・CFT において適切な体制を策定すれば、他国のサービスプロバイダーと同様のサービスを展開できるようするべきではないだろうか（EU の Payment Service Directives においても滞留規制はない）。海外においては、EMI は銀行よりも緩和した要件で運営できるのに対し、日本では滞留規制によりそもそも EMI というサービスが創設されない仕組みとなってしまった。日本だけに滞留規制を導入するのはイノベーションを阻害しグローバルな環境での競争を阻害しないだろうか。</p>	
77	<p>100 万円以下の場合、原則、対応不要であることを資金移動業者府令第 30 条の 2 で明確化していただきたい。府令の条文案では 1 円から対象に</p>	<p>資金移動業者府令第 30 条の 2 第 2 項の規定は、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制</p>

	<p>なりうるように記載されており、金融庁のさじ加減1つで過大な規制を課されるリスクがあると懸念している。また、この場合、休眠ユーザーの数円の資金が滞留することについてまで銀行振込等の手数料を負担して返金対応が必要になるとすれば不合理である。予見可能性および規制の必要性の観点から見直しをお願いしたいと考えている。</p> <p>なお、決済・仲介WG報告（P8～9）や法改正の際の説明資料（P8）とも違う内容になっており、これまでの議論が無意味なものとなっている印象がある。</p> <p>資金移動業者府令で100万円以下に関する部分の滞留について、対象外としたとしても、出資法の制約を上書きするものではないことから、事務ガイドライン（資金移動業者）上で「100万円以下の場合も出資法の預り金規制に抵触しないよう留意することが必要」と記載することで反対解釈による潜脱は防止できるように考える。</p> <p>システム対応をすることを要求しているように読めるが、滞留しているユーザーの情報さえ抽出できれば、それ以降の運用はシステム的である必要はないと考えられるため、「必要な態勢を構築すること」を要請すれば十分ではないか。</p>	<p>に抵触するおそれがあるとの従前から示されていた考え方を踏まえ、その種別にかかわらず、資金移動業の適正な遂行を確保する観点から新設したものです。したがって、従前からの考え方を踏まえ、資金移動業を適正に遂行している資金移動業者であれば、この規定により何らかの追加的な対応が必要となるものではないと考えます。</p> <p>なお、利用者ごとに①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮して、利用者資金と為替取引との関連性を判断し、顧客資金を返還するまでの十分な態勢を構築できるのであれば、全てのプロセスについてシステム対応を求めものではないと考えます。</p>
<p>▼滞留規制（為替取引に関する上限額） 事務ガイドライン（資金移動業者）V-1</p>		
78	<p>送金を受領した場合に残高が5万円を超過するような場合、一時的に超過部分を当社が預かるような方法は可能か。例えば、会社が一時的に送金額を預かり、ユーザーに対して超過している旨を通知し残高を調整してもらう。ただし、1週間たっても残高が調整できない場合は、送金者に返還する。</p>	<p>第三種資金移動業を営む資金移動業者は、資金決済法第51条の3により、第三種資金移動業の各利用者に対し、政令で定める額を超える額の債務（第三種資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に限る。）を負担してはならないとされていることから、一時的であっても、5万円を超える債務を負担することはできません。</p> <p>ご指摘の一時的に超過部分を預かるような方法や受取人のアカウント残高の調整の詳細が明らかではありませんが、第三種資金移動業に係る為替取引に関し5万円を超える債務を負担する場合、資金決済法第51条の3に違反するものと考えます。また、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資</p>

		法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えます。
79	受取人のアカウント残高が5万円を超過する場合には、超過分を自動的に銀行口座に出金する等の契約にすることが挙げられているが、受取人のアカウントに送金後、速やかに超過分を出金する措置が採られていれば、受取人のアカウントにおいて送金を受けること自体は可能という理解でよいか。それとも、送金前に超過予定分を出金すること（超過予定分の出金が確認されるまで送金を実行できない）まで求められるのか。	<p>第三種資金移動業を営む資金移動業者は、資金決済法第51条の3により、第三種資金移動業の各利用者に対し、政令で定める額を超える額の債務（第三種資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に限る。）を負担してはならないとされていることから、一時的であっても、5万円を超える債務を負担することはできません。</p> <p>受取人のアカウント残高（為替取引に関し負担する債務の額）は常に5万円を超えることはできず、超過することを前提に、事後的に当該超過を解消する対応は認められません。</p>
80	外国通貨建てのサービスを提供する場合に為替取引に関する債務が5万円相当額を超えないよう努めることは当然としても、為替相場の変動を正確に予測することは不可能である以上、急な変動により5万円相当額を超えた場合には、速やかに払出しを実施する等によりその状況の解消に努めることで足りると考えてよいか。	<p>第三種資金移動業を営む資金移動業者は、資金決済法第51条の3により、第三種資金移動業の各利用者に対し、政令で定める額を超える額の債務（第三種資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に限る。）を負担してはならないとされていることから、一時的であっても、5万円を超える債務を負担することはできません。</p> <p>そのため、外国通貨建ての資金移動サービスを提供する場合、例えば、利用者からの受入上限額を5万円より少額に設定するなど、為替相場の変動により5万円を超える債務を負担することのないよう、措置を講じる必要があります。</p>
81	「5万円相当額を超えない仕組み」について、例えば、受取人たるユーザーの事前同意のうえ、5万円を超過する金額を、当該受取人が有する（併営の）第二種資金移動業や前払式支払手段のアカウントに受け入れる方法は可能か。	<p>予め利用者の同意を得た上で、第三種資金移動業のアカウントで受け入れることができない利用者の資金を前払式支払手段の購入に充てることや、第二種資金移動業のアカウントで受け入れることも許容されるものと考えます。</p>
82	予め登録された利用者の銀行口座に出金する等の契約にすることのほか、予め利用者の前払式支払手段のアカウントや第二種資金移動業のアカウントに残高を積み増す契約にすることも、超過防止措置の例示に含まれると解してよいか。	<p>なお、前払式支払手段の購入については、資金移動業の利用者にとっては、前払式支払手段の購入後は、換金が不可となり、事業者に対する利用者資金の保全義務が全額から半額になるといった不利益が生じるものと考えられるため、利用者の保護及び資金移動業の適正な遂行を確保する観点から、利用者からの明確な意思表示を受けて行うことが適当と考えます。</p>
▼預貯金等管理方法による管理に係る態勢等		

事務ガイドライン（資金移動業者）V-2		
83	業者において分別管理が徹底されない場合には、利用者資金の保全に著しく欠ける恐れがある。この点、分別管理の方法や運用状況については、実効的なモニタリングが行われるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
▼複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止 事務ガイドライン（資金移動業者）VI-1-1		
84	「種別ごとに勘定を設け」とあるのは、事業者側が勘定を区分することが求められるものであり、例えば、利用者への見え方として、①の「分かりやすく容易に知ることができるようにするための措置」を講じていれば、第二種資金移動業と第三種資金移動業のサービス名（電子マネーの名称等）やアカウントを共通にすることも許容されるのか（利用状況の履歴については種別ごとに表示することを想定）。	<p>第三種資金移動業については、資産保全に関し供託等のほか預貯金等管理方法による管理が認められていることを踏まえると、第二種資金移動業のアカウントと明確に区分し、利用者が容易に区分を知ることができる措置を講ずる必要があると考えます。その上で、第二種資金移動業と第三種資金移動業の各アカウント残高や利用状況をわかりやすく明示しつつ、両アカウントの残高を統合して表示することや、統合したサービス名を付すことは許容されると考えます。</p> <p>ただし、その場合には、資金の移動に際し、どちらのアカウント残高を優先的に使用するかについて、顧客の選択制とする、又は予めルールを定め実行するといった対応が必要になるものと考えます。</p>
85	第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営している場合につき「第二種資金移動業として利用者から受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る為替取引のための資金に振り替えることを防止する措置」とあるが、送金額・送金日時・送金先を明示した第一種資金移動業に係る具体的な送金指図とともに、顧客の指図に基づき、第二種資金移動業としての受入資金を第一種資金移動業としての受入資金に振り替えることは許容されるか。こうした場合にまで、第二種資金移動業の受入資金を顧客において一度出金した上で、再度第一種資金移動業に係る受入資金として入金することを要するのか。	<p>資金移動業者府令第30条の4の規定は、第二種資金移動業において受け入れている利用者資金を第一種資金移動業の為替取引に用いることで、第一種資金移動業の滞留規制が潜脱されることを防止するためのものであり、第一種資金移動業に係る具体的な為替取引の指図があったとしても、第二種資金移動業としての受入資金を第一種資金移動業としての受入資金に振り替えることは認められません。</p> <p>なお、第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者が、例えば、同一の利用者から、第一種資金移動業で200万円の入金・為替取引の指図を受けるとともに、第二種資金移動業で100万円の為替取引の指図を受け、合計300万円の為替取引を同時に行うことは可能と考えます。</p>

86	<p>第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む場合に必要な措置について、制度趣旨はよく分かるが、第二種資金移動業のアカウントから一々銀行等の預金口座に出金しなければならないのは利用者にとって煩瑣である。将来的には、第二種資金移動業の滞留規制が遵守されていることを前提に、第二種資金移動業から第一種資金移動業へのアカウント残高の付け替えを認めることをご検討いただきたい。</p>	<p>第二種資金移動業において利用者から受け入れることが可能な資金は、100万円以下の為替取引に用いるためのものであることから、資金移動業者府令第30条の2第1項に規定する体制が実効性あるものとなっていれば、当該資金を100万円超の為替取引のために用いることは想定されないものと考えます。</p> <p>なお、第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者が、例えば、同一の利用者から、第一種資金移動業で200万円の入金・為替取引の指図を受けるとともに、第二種資金移動業で100万円の為替取引の指図を受け、合計300万円の為替取引を同時に行うことは可能と考えます。</p>
<p>▼認可の申請の審査 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅷ-2-2（2）</p>		
87	<p>「為替取引の上限額に見合った財産的基礎」について、特定の金額（（例）純資産10億円）等の金額の想定はあるか。また、上限金額との関係において、特定の割合（（例）上限金額の同額以上）等の計算式の想定はあるか。</p>	<p>「為替取引の上限額に見合った財産的基礎」については、第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、申請者の規模・特性等に応じ、収支計画や利用者の損失の補償方針等を踏まえ、総合的に審査します。</p>
88	<p>「為替取引の上限額に見合った財産的基礎を有しているか。」とされているが、上限額に応じて、どのような財産的基礎を求めるつもりなのか。その具体的目安や考え方を示していただきたい。</p>	
<p>▼認可の条件 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅷ-2-2（3）</p>		
89	<p>認可に際して付すことのできる「条件」とは具体的にどのような条件が想定されているか。</p>	<p>個別具体的な事案に応じて判断されるべきものと考えます。</p>
<p>▼その他</p>		
90	<p>技術革新の進展により、今後、事業者間の連携は増加し、それぞれに管理態勢が構築されることが予想される。金融庁におかれては、各事業者間の管理態勢を俯瞰の上、適時適切に監督指針を見直すこと等により、あるべき管理態勢について事業者に対してお示しいただき、規制の予見可能性が高まるようお願いしたい。</p>	<p>監督指針及び事務ガイドラインについては、これまでにも必要に応じて改正を行ってきたところです。技術革新の進展を踏まえ、今後事業者において多様なサービスが提供されていく中、当該サービスに応じた管理態勢について、必要に応じて監督指針及び事務ガイドラインを見直してまいります。</p>

91	<p>第一種資金移動業・第二種資金移動業のサービス概念において当社グローバルでのサービス概念と異なるため、この度の新たな要件遵守においてシステム変更等が必要になると、要件を網羅出来るまでに時間を要する可能性がある。みなし登録第二種業者としてのみなし期間の延長や、現行提供サービス形態に沿った概念条件の緩和等ご考慮いただきたい。その為に、早い段階で金融庁担当部署と相談・確認をしたいが、その窓口を早急にご用意いただけるか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。改正法（資金決済法の改正部分）の施行に当たっての相談等については適切に対応してまいります。</p> <p>なお、みなし登録第二種業者のみなし期間について、特段の期限はありません。</p>
<p>●事務ガイドライン（前払式支払手段発行者関係）</p>		
<p>▼不祥事件に対する対応 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－１－３</p>		
92	<p>「自己又はその役員若しくは従業者に前払式支払手段の発行の業務に関し法令に違反する行為」又は「前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為」を不祥事件として定義しているが、「なお」以下の、「不祥事件とは、前払式支払手段の発行の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する」における「前払式支払手段の発行の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為」とは、「前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為」の具体例を列挙したものであるとの理解で間違いはないか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
93	<p>「不祥事件と前払式支払手段の発行の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする」とあるが、定義上「不祥事件」自体が、そもそも「前払式支払手段の発行の業務の適切性」に関係し問題のある行為を指すものと思われる。ここでいう「適切性の関係」の「検証」とは何を目的とした検証か。事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－１－３－２にいう、重大性・悪質性を判定するための検証との認識で齟齬はないか。</p>	<p>前払式支払手段発行者が業務を行う中で、不祥事件について、適切な対応が行われていたか、確認することを目的とした検証であると考えます。</p> <p>なお、重大性・悪質性については、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－１－３－１②の着眼点に基づき検証した事項を加味した上で判定するものと考えます。</p>
<p>▼情報の提供義務 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－１</p>		
94	<p>「利用者の正確な理解を妨げない範囲で、実務を踏まえた合理的な方法」とは、画一的に定めるのではなく、利用者に周知するのに適切と思われる</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p> <p>なお、漏れなく前払式支払手段の利用者に情報提供されることとしているか、利用者の目線に立</p>

	る方法を発行者が判断し、周知を行えばよいのか。	った際に利用者の正確な理解を妨げるものとなっていないかについてご留意願います。
95	「利用者の正確な理解を妨げない範囲で、実務を踏まえた合理的な方法」として想定されているものはあるか。例えば、紙型前払式支払手段の場合に、購入利用にインターネットを介さないものであっても、裏面に、ホームページのリンク先を記載した上で、利用者保護措置の事項がリンク先に記載がある旨裏面に記載する等はこれに該当するか。	ご指摘のような方法で情報提供を行うことも考えられます。 なお、漏れなく前払式支払手段の利用者に情報提供されることとしているか、利用者の目線に立った際に利用者の正確な理解を妨げるものとなっていないかについてご留意願います。
96	合理的な方法とは、EC サイトに利用約款などと同様に記載され提供されていればよいとの理解でよいか。	ご指摘の「利用約款などと同様に記載」する方法の詳細が必ずしも明らかではありませんが、利用約款の中で各種の規定と一体的に記載する方法については、特に利用約款等の内容が多岐にわたっているような場合には、利用者の正確な理解を妨げるものとならないか、利用者の目線に立って、よく検討する必要があるものと考えます。 なお、漏れなく前払式支払手段の利用者に情報提供されることとしているかについてご留意願います。
▼サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－５		
97	詐欺被害など犯罪というべき被害に遭ったために電子マネーを購入させられた場合は、被害者の申出があった場合は払戻しを義務付けるべきである。	貴重なご意見として承ります。 監督当局としては、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）に基づき、発行者が返金手続等について社内規則で定めること等により、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備し、被害者に対して適切な対応を行っているか、引き続きモニタリングを行ってまいります。
▼不適切利用防止措置 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６		
98	サーバ型で ID 等を送付することで保有者が第三者へ贈答できるサービスの場合で、チャージ後に残高を再度譲渡できない場合、本件の対象外として理解してよいか。	貴見のとおりと考えます。
99	「前払式支払手段の移転が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されることがないようにすることが必要と考えられる」としているが、「不適切な取引に利用されること」とは、具体的に、どのような場合を想定しているの	前段については、例えば、個人間で前払式支払手段を対価として禁制品を引き渡す場合が考えられます。 後段については、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－６－１①から③までに掲

	<p>か。前払式支払手段の移転に係る取引自体が不適切なもののみを指しているのか、それとも、その移転の結果、前払式支払手段の取得者が不適切な取引を行う場合も含むものなのか。</p> <p>また、「不適切利用防止措置」について「字義どおり対応がなされていない場合であっても、・・・特段の問題がないと認められ」る場合とは、具体的にはどのような場合か。</p>	<p>げる不適切利用防止措置と同等の実効的な措置が講じられている場合が考えられます。</p>
100	<p>「不自然な取引」として想定している具体的な事例があれば、ご教示願いたい。</p>	<p>例えば、特定の者に一定以上の金額について繰り返し譲渡が行われている場合を不自然な取引と考えます。</p>
101	<p>「1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限設定」について、他の敷居値を用いて上限を設定した場合でも、不適切な取引に利用されることがないようにするという観点から適切であると認められる場合には、当該敷居値による上限設定が否定されるものではないことを確認したい。</p> <p>また、「一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者」について、「譲渡を受けている頻度」という観点での検知体制が否定されていないことを確認したい。</p>	<p>字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性等からみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではありません。</p>
102	<p>「主な着眼点」に記載されている未使用残高の上限設定につき、例えば、資金移動と前払式支払手段どちらも併せて送金/譲渡できる場合に、1回又は1日当たりの上限額が合理的な範囲で設定されていれば、資金移動と前払式支払手段の別は考慮しないという対応でよいか。</p>	<p>前払式支払手段の不適切利用を防止するための措置であるため、前払式支払手段について、1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限設定が必要と考えます。</p>
103	<p>前払式支払手段（その所有者の指図を受けて、その未使用残高の全部又は一部を前払式支払手段発行者がその使用に係る電子情報処理組織を用いる方法その他の方法により当該所有者から他の利用者に移転することができるものに限る。）を発行する場合にあつての移転することができる未使用残高の上限の設定については、1回ないし1日当たりの譲渡金額の制限を設けるだけでなく、複数日にわたる上限設定を設けるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>発行者が提供する仕組みの中で未使用残高の移転が可能な前払式支払手段については、用途が限定され、現金化ができないといった特性や、利用者利便に与える影響にも留意しつつ、発行者に対し、当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置を講じることを求めることとしたところですが、更なる対応の必要性の有無については、こうした新たな規制の施行状況を踏まえながら検討していくべきものと認識しております。</p>
<p>▼不正取引に対する補償</p>		

事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－９		
104	<p>「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合とは、例えば・・・前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合」とあるが、銀行口座連携の場合以外で想定されるのは、どのような場合か。クレジットカードと連携している場合も含まれるとすると、クレジットカードを保有する者全員が対象になりかねず、もともとクレジットカードの仕組みで不正利用の防止が図られていることを踏まえると過剰な対応と思われる。</p> <p>このように、「前払式支払手段の利用者以外に損害が発生するおそれのある場合」という文言からは、無限に範囲が広がってしまうので、銀行口座連携を想定しているのであれば、その場面に限定した記載としていただけないか。</p>	<p>例えば、連携する銀行口座の預金者のほか、ご指摘のような連携するクレジットカードの名義人も考えられます。</p> <p>前払式支払手段の利用者ではない者が被害者となる場合も想定されるため、当該前払式支払手段の発行者の補償方針を「不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者」も容易に知り得る状態におくことが必要と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>▼システム管理 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－１</p>		
105	<p>「統合された複数のサービスの一部として」とあるが、銀行口座と連携しチャージを行うものなどとの理解でよいか。その他具体的にはどのようなイメージのサービスのことか。</p>	<p>例えば、1つのスマホアプリの中に複数のサービスがあり、その1つとして前払式支払手段発行業務がある場合のように、様々なサービスを統合して提供する際には、サービス全体を踏まえたシステムリスク管理が求められると考えます。</p> <p>銀行口座との連携等もこれに含まれるほか、例えば、スマホアプリの中で、SNS機能等の他のサービスと連携した形態で提供されているサービス等がこれに該当すると考えます。</p>
106	<p>「敷居値を設定すること」とあるが、具体的にどのような敷居値か。</p>	<p>敷居値は、監督当局が提示するものではなく、各社の判断で決定されるべきものと考えます。他社事例も参考にした上で、自社の取引の急増を想定した敷居値を設定することを求めているものです。</p>
107	<p>金融機関、クレジットカード会社を含む、システムの直接連携する全ての連携先との訓練を実施することを求めているものであり、間接連携（連携先の連携先）は含まないと解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
<p>▼事務リスク管理 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－２</p>		
108	<p>事務リスク管理については、登録審査や監督上のハードルを上げるものではなく、事業者にお</p>	<p>第三者型前払式支払手段発行者の登録を受けている事業者が、資金移動業者の登録も受け、一</p>

	<p>るリスク管理のあり方を明確化したものとの理解でよいか（資金移動業における従前の実務の蓄積と同様の水準という理解でよいか）。「なお、字義どおりの対応がなされていない場合」との記述については、資金移動業と異なり、前払式支払手段の特性等に応じた柔軟な対応を許容するという趣旨か。</p>	<p>体的なサービスを提供する例が増加してきているところ、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）と事務ガイドライン（資金移動業者）を統合的にしたものであり、資金移動業における従前の実務の蓄積と同様の水準という理解で差し支えありません。</p> <p>また、前払式支払手段は種類（紙型等）や規模が多様であるため、一律の対応を求めるものではなく、規模や特性等に応じた対応がとられるべきものと考えます。</p>
<p>▼外部委託 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－３</p>		
109	<p>事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－３－１①から⑩まではやらなければならないことと認識しているが、非常に細かな内容となっており、委託先との契約内容から見直す必要があるか。</p>	<p>事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－３－１①から⑩までについては、利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保するため、前払式支払手段発行者の業容に応じてご留意いただきたい点を示したものであり、必要に応じ契約内容を見直すなど、適切な措置を講じるべきものと考えます。</p>
110	<p>「委託契約によっても当該前払式支払手段発行者と利用者間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該前払式支払手段発行者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか」とあるが、「明らか」というのは、前払式支払手段発行者と利用者間の会員規約又は利用者が閲覧できるウェブ画面若しくは書面等で明らかになっている、という意味でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
111	<p>「利用者との現金の受払いを委託する場合には、委託先が利用者との現金の受払いを行った際に、適切に当該現金の受払いに係る未使用残高の増減を把握できる措置を講じているか」という点について、例えばどのような措置を想定されているかご教示いただきたい。</p>	<p>前払式支払手段発行者の業務を委託する場合に、発行額・回収額・払戻額を適切に把握できる措置を講じていただくことを想定しています。</p>
<p>▼前払式支払手段の払戻し 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－４</p>		
112	<p>「内閣府令第 42 条第 1 号又は第 2 号」を「内閣府令第 42 条第 1 項第 1 号又は第 2 号」に、同ハの「内閣府令第 42 条第 4 号」を「内閣府令第 42 条第 1 項第 4 号」に修正すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「内閣府令第 42 条第 1 項第 1 号又は第 2 号」及び「内閣府令第 42 条第 1 項第 4 号」に修正しました。</p>

	<p>▼加盟店の管理（第三者型発行者のみ） 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－５</p>	
113	<p>加盟店の管理に関し、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－３－５－２の改正案では、問題点を解消するには不十分であり、電子マネー発行会社及び決済代行業者に割賦販売法第35条の17の8及び割賦販売法施行規則第133条の5ないし10と同様の加盟店管理責任の規定を設けるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、例えば、前払式支払手段発行者が決済代行業者等の第三者に加盟店の管理を委託する場合には、当該前払式支払手段発行者は、当該委託に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じる必要があります（資金決済法第21条の2）、これを通じて、加盟店が販売・提供する物品・役務の内容について「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないこと」（資金決済法第10条第1項第3号）を確保するなど、適切に加盟店管理を行う必要があるものと考えます。</p>
	<p>▼発行届出書、登録申請書の受理等 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅲ－２－１</p>	
114	<p>委託契約の内容についての記載事項が定められているが、改正法等施行以前の委託契約については、どのような取扱いとなるのか。</p>	<p>事務ガイドラインⅢ－２－１（１）・（３）①ハaからeまでに掲げる委託契約の内容については、必ずしも契約書での対応を求めるものではなく、別途、当該契約内容が担保される書面等があれば足りるものと考えます。</p>
115	<p>「資金決済に関する法律等を遵守する旨の文書」について、委託契約書の内容に記載していることとあるが、委託契約書内に資金決済に関する法律等を遵守する旨を盛り込めば足るのか。契約書以外に文書が必要となるのか。</p>	<p>委託契約書に「資金決済に関する法律等を遵守する旨」を盛り込めば足りるものと考えます。 ご指摘を踏まえ、「資金決済に関する法律等を遵守する旨」に修正しました。</p>
116	<p>「資金決済に関する法律等を遵守する旨の文書」とあるが、「資金決済に関する法律等を遵守するという規定」を委託契約に規定するというわけではなく、その「文書」を規定するという意味か。法令遵守の旨を規定するという主旨であればわかるが、「文書」を「規定する」という内容になっているので、主旨が判然としないので確認したい。</p>	
117	<p>「委託業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項」について、委託料以外の経費負担がない場合は、「ない」と委託契約において規定する必要があるということか。または「各自が保有するシステムに関する費用は、各々負担する」という点を委託契約で規定すればよいのかを確認した</p>	<p>委託料以外の経費負担がない場合には、特段の記載は不要と考えます。</p>

	い。	
118	<p>「営業用の施設及び設備の設置主体等」について、システムインフラのみを委託する場合、つまり、店頭でのチャージ等の委託を想定しない場合、「営業用の施設及び設備」というものが観念されないと考える。この場合、「なし」と委託契約で規定すればよいのか。</p> <p>それとも、この場合においては、当該システムインフラを誰が保有するのかを委託契約で規定すればよいのかを確認したい。</p>	システムインフラの保有主体を記載すれば足りるものと考えます。